

# 書評

第 38 号

1974. 10



書評編集委員会

# 優生保護法とその改悪

——女に対する攻撃として——

本田久仁子

6

# 高橋和巳試論

三宅 卓

14

# 主要資本主義国家経済簡史 (I)

樊亢・宋則行・池元吉・郭吴新・朱克煊 / 訳・林信賢

23

# 協同組合論確立に向けての試論

川崎 聡

45

■わたしの研究ノートから

# 日中文化関係史の一面 (XX)

増田 涉

56

——近世の中国と日本

■書評

# 『政治と歴史』——ルイ・アルチュセル著——

渡辺 博之

33

# 『闘いとエロス』——森崎和江著——

矢里 泰代

40

——斎田利博氏の書評によせて

●文化・思想運動の発展のために……………4

●書物の案内……………66

●書評の内容を充実させよう……………70

●編集後記……………71

## 共同と連帯へ!!

共同購入委員会

各部運営委員会を創設し

予約——一括共同購入を推進しよう

表紙題字 / 関西大学文学部教授

網 干 善 教

カ ッ ト / 文芸「高橋和巳追悼特集号

'71年7月

写真集◎トロツキー

(拓植書房)

ゴヤからピカン

(神戸新聞社) 他



# 文化・思想運動の 発展のために

書評編集委員会事務局

七二年の復刊以降われわれ書評編集委員会は、『書評』誌の定期刊行と講演会などの活動を通じて、生協運動の重要な一環としての文化・教育活動担ってきました。そして、『書評』誌は多くの組合員の意識の内部へ浸透し、文化・思想運動の中心として多くの成果を獲得してきたのでした。

しかしこの間、『書評』誌の内容に関して、その「稀薄さ」や「問題意識の拡散」が各方面から指摘されています。それはより質の高い思想運動を要請するものであり、われわれはこのような要請に積極的に対応していかなければなりません。そしてまた、書評編集委員会の組織的閉鎖性が原因となつて、『書評』誌の内容構成が、組合員―読者の現実的な問題状況から乖離しているとの批判も多く寄せられてきたのでした。

このような要請に応え、問題を解決するために、これまでのわれわれの運動を総括し、新たな文化・思想運動の発展へ

向けた編集方針と、その組織体制を提起したいと思ひます。

## 『人間性の追究』から 『日常生活の再確認』へ

七三年度は、『人間性の追究』という年間テーマに沿つて『書評』誌の定期刊行が遂行され、また五月二日には久野取講演会―市民の復権を開催しました。この一年を通じて『書評』誌は、多大な文化的・思想的業績を残したのですが、他面、この『人間性の追究』という言葉の多義性と抽象性によつて、『書評』誌に掲載される文章の内容が、現実の問題状況から遊離していくという傾向が現われたのでした。

したがつて七四年度は、以上の成果と課題を踏まえ、年間テーマを『日常生活の再確認』と設定し、より現実的、われわれの生活に密着した問題を提起してきました。しかしながら、今年度の活動せ、また、現在の書評編集委員会は、各号の編集方針についての問題提起と編集作業を担う書評編集委員会・事務局とします。これによつて、各号の編集方針はまず事務局から提起され、編集委員会内部での検討を経た後に編集過程へ移されます。

そして第二に現在までの、『書評』研究ノート、論文などに加えて、簡単な書評を多く設け(『書物の案内欄』の拡大、またコラムなども設置して、より多くの人々が執筆でき、また読者間の自由な意見交換も可能な形式を創り出したいと思ひます。

※ ※  
以上のような改革を推し進め、『書評』誌の内容を充実させ、文化・思想運動を発展・強化させていきたいと思ひます。

※ ※  
なおこの文章は、『生協新聞』に掲載したものを転載しました。また、本号は、当初は『日常生活への攻撃』というテーマの特集を企画していましたが、執筆の都合で原稿を得ることができず、特集号としては未発表のため、確認等は依頼されていません。

においても、今だ前記の課題を十分解決しえたとは言いがたいのです。

## 新たな発展へ向けて

それではどのような編集方針が必要とされているのでしょうか。

まず第一に、日常生活をテーマに探るといっても、それは何一つして卑近なあるいは可視的な「生活」のみにとらわれてはならないでしょう。われわれが日常生活の中から取り出さなければならぬのは、そこに内在しているもっとも重要な問題でなければならぬのです。

それは、差別・分断・管理支配を通じてわれわれの日常生活を新たな侵略体制構築へ向けて再編成しようとしている日本帝国主義に刻する批判と、闘いの視点を要求するものであり、そのような立場に立つて始めて、われわれの日常生活の意味と、そこでなすべき課題を導き出し得るのです。

もちろん、このような課題を提起するには、現在までの『書評』誌の内容は不十分であったかも知れませんが、しかし、九月二日の金石範講演会(日本人と朝鮮人との連帯についてを契機として、またそこで語られた視点を取り越え、来年度へ向けて新たな編集方針を検討していきたいと思ひます。

しかし第二に、文化・思想運動の眞の発展は、書評編集委員会のみ委ねられるものではありません。すでに九月号の告示でも述べたように、『書評』誌の内容決定―編集が、書評編集委員会内での討論のみによつて行われるとき、そこに必然的に「独善的」な問題提起が生まれてくるのであり、それゆえに、より広範な編集体制を組織として形成しなければならぬのです。それへ向けて現在われわれは一つの試案を検討しています。

第一に、書評編集委員会を一定の範囲で拡大し、編集方針や具体的な内容検討により多くの人々が関わる可能性をもた

# 優生保護法とその改悪

女に対する攻撃として……

本田久仁子

優生保護法改定案は、先頃の参議院で審議終了のまま廃案となった。しかし、

これより先、衆議院においては、一部が削除されて、可決に至っている。政府は、この既成事実をもとにふたたび上程し、一気に法案の成立を狙っている。われわれは、大衆の反対運動を無視した強行採決に怒りをおぼえ、この改悪を阻止することが何故必要であるのか、広く訴えてより強固な反対運動を展開しなければならぬと思う。

(I)

まずはじめに、今改悪されようとしている現行優生保護法から説明していきたい。これは、一九四七年に、それまでの「産めよ増せよ」の戦時立法としてあった国民優生法を廃止し制定された。敗戦を迎え、引き揚げ者による人口増加・食糧難・住宅不足・社会不安などの混乱状態を生じていたため、国民優生法では

活が極端に苦しく、女はサミ中絶を余儀なくされていた。墮胎罪も国民優生法も無視して、このような法的無秩序という体制的危機の時代に、人民の不满爆発を怖れた支配者は、人民の目をそらすため「挙国一致して、国家繁栄を再建しよう」と、人民を物質中心社会の幻想へとかりたてていった。優生保護法が提案された理由は、こうである。

軍国主義的法律であり、その手続きが煩雑で、実際には悪質遺伝防止の目的を達することができないでいた。(中略)

今や、人権尊重の民主主義日本建設の時代に、しかも人口過剰に悩む現状にあつてこういう悪法は一日も早く廃止して新しい優生法を制定して、母性を保護し、子孫に対する悪質遺伝の防止を容易にし、且つ悪質者の子供が不良な環境により劣悪化することも防がねばならない。更に食糧難その他生活必需品不足のため国民全体が困窮を極めている今日にあつては病弱、多産、貧弱化を防ぎ且つ人口調整政策をも加味した法律を制定することが急務である。……(優生保護法上程時の提案理由より)。

彼ら支配者は、女の子宮を管理し、人民の性を支配することで、この混乱状態をのりこえようとしていた。戦時には、

女に対して、兵士としてお国のために立派に働く人間を産めよと強制した彼らは、今度は、「子を産み育てている時代ではない。女も挙国一致して戦跡の中から国家再建だ」と号令をかけたのだ。彼らのいう国家再建とは、まさしくあの侵略戦争の仕掛人・独占資本の復活にはかならない。すなわち、いくら民主主義だ、母性保護だといったって、彼らは自分の利害だけを考えて性を管理していくということなのだ。「民主主義」というペールに飾りたられれば優生保護法もまた、国民優生法とまったく変わらぬ性質。優生イデオロギを基盤にしている。

「この法律は、優生上の見地から不良なる子孫の出生を防止するとともに母性の生命健康を保護することを目的とする」これは、第一案に明記されている優生保護法の目的である。

優秀者―「劣悪者」という関係のもとに、人民を差別分断し、民族排外主義を貫き、朝鮮人・中国人の大屠殺を正

当だとしたのは、「大和民族の血の優秀性・純血性」を説いた優生イデオロギであった。国家再建・独占資本の復活という目的の前に、働ける者こそ有用であり、それを行えない者、行わない者、体制の方向に反する者、支配者側と不都合な人間の存在を認めないというのが、「優生上から見地から不良な子孫を防止する」ということなのである。「障害者」・病弱者・反体制主義者は、子を産むな、生まれてくるなというのである。

一九四九年、新しく「経済的理由による中絶の許可」の条項が加えられた。

「劣悪者」⇨貧困者⇨多産という優生学的図式にしたがって、「貧乏人の中絶を」と排外主義を一層貫徹するものである。

と同時に、それは低賃金・高物価・生活不安に苦しめられた人民の不満をそらす目的をもって、大資本をいちはやく復活させるために、母性保護を自とした改定であったのだ。

一方、父権制社会成立以来、男の私有財産を確実に継承してゆく「子を産む性」としての存在しか許されず、「母性」を強要され、育児・家事労働を当然とされた女は、まったく不完全ではあるけれども、この新しい条項を利用することによって、女は「子を産む性」という呪縛からの解放を勝ちとっていった。もちろん、刑法には現犯罪があるし避妊薬も解禁されていない現状下では、低賃金・貧困といった社会矛盾を解消するために女を利用して

いることは、見逃せない事実である。このように優生保護法は、優性イデオロギーを根本とし、差別・排外主義を貫きながら、敗戦時の体制危機という歴史的状况下における人民支配という目的のもとに登場した。しかし、現在国内的には、高物価インフレ・合理化・公害等、社会矛盾に対する労働者・農民・学生・市民の不満がいよいよ燃焼しはじめた、狭小差別裁判闘争、「入管法」闘争にみられるごとく差別・排外主義を許

自由」をめぐす女の出現をみて、資本主義社会の最小生産単位であり良き労働力供給の場である「家庭」が崩壊するんじゃないかと危機感を持ち、家族イデオロギーを強化してゆこうと考えているのだ。このことを具体的に明記しているのは、



だれもこのひもを解いてくれぬのか？

さなげ諸闘争が全人民的規模で展開されており、また一方、国外的には、東南アジア・南チヨソソ人民による反日闘争が熾烈さを増す中で、政府・独占資本は、再び体制の危機を感ぜずにはおれない。それゆえ、彼らは、人民をより一層抑圧する必要に迫られている。そして、まさにこのような時期に優生保護法改定案が上程、成立されようとしている。

## (II)

「第六八国会（昭和四七年）」にはじめて、上程された優生保護法の改定案は、次のようなものであった。内容を概略すると――

一、「経済的理由による」人工妊娠中絶の許可を削り、「母体の精神又は、身体の健康」に害を与える場合には中絶をみとめる。

二、「胎児が重度の精神又は身体の障害の原因となる疾病や欠陥を有し

ているおそれが著しいと認められる」場合、中絶の適応事由とする。

三、適正年令に初回分娩ができるよう優生保護相談所の業務を強化する。しかし、先頃の衆議院通過の際には第二項が削除されていた。

この改定は、二つの目的をもってわれわれに攻撃がかけられている。すなわち、中絶にまで拡大された「産まない自由」を再び奪い取り家族イデオロギーを強化しようというのが、ひとつである。

「胎児も人間であり、それを中絶するのは人命軽視につながる」「中絶はまさに殺人行為だ」「優生保護法は殺人奨励法だ」という「生長の家」の主張によって政府に取り締りを要請する形をとって提案された。青少年の非行化、子殺し・子捨て等、「諸悪の根源」は中絶であるというわけだ。（補註）そして、彼らはマスコミを利用して一斉に、中絶・悪のキャンペーンを行ってきた。フリーセックス・未婚の母・「産む自由・産まない

らない」といわれている。果してそうなのか。われわれの生活は「向上」したのか。社会保障も徹底して、われわれ子供を何人産んでも生活してゆけるというのか。まったく、支配者というのは、都合がいい。社会が混乱し、自分たちが窮地に陥っているときは、「産むな」といって、

さんざん働かせ、物資的な商品文化生活への憧れをもたせて、消費させ、今度は「生活が向上」したから中絶禁止だというわけである。インフレ・高物価の慢性現象、低賃金・住宅難・環境破壊など、産みたくも産めない世の中なのにそれをまったく無視した改定であることは、だれの目にも明らかである。こんな世の中なればこそ、年間三〇〇万件の中絶がおこなわれているのだ。中絶が禁止されるとどうだろう。当然ヤミ中絶が増え、中絶費用は高くなり、法の手をくぐってやるために女にとっては、非常に危険で抑圧的なものとなることは過去の歴史が証明している。女は、自らの肉体を守る

ためにもこの優生保護法改悪を許してはならないだろう。

ところで、政府は年間三〇〇万件という中絶数と改悪されれば当然予測される国民生活の窮乏を見越して、何故改悪などするのだろうか。彼らは実際、中絶数など減らすことはないことは百も承知している。

女は、「経済的理由による中絶許可」により「産む・産まない」の主體的決定権を獲得したが、それを奪い取り、「母体の精神または健康上の理由」による中絶許可にかえることによって、優生保護法指定医という特定の登録された医師の主観に任せられることになる。つまり、國家に管理された医師の手を通して人民の性をより巧妙に支配してゆこうとしているのである。そして、女の主体性を奪い取り女を「家庭」に繋ぎとめることによって、この支配は、より一層貫徹されるのだ。では何故「家庭」に繋ぎとめることが必要なのか。



行く手も知らない

回分婚の指導」というのは、女に「就職―結婚―退職―子育て―再就職(パート)」というライフサイクルを規定し、家族イデオロギーのもとに縛りつけておきながら、安価な労働力として位置づけて、徹底的に差別・抑圧・搾取しようとするものである。

「家庭婦人となった女を働かせること」と女を家庭に縛りつけて、男の不満を眠り込ませ、労働意欲回復1心の安らぐ場としての「家庭内の秩序を維持する」とことは一見矛盾しているようだが、家事の合間をふけては働くパート労働者として雇用することで克服しているのである。(以上、優生保護法の改悪は、家族イデオロギーの強化によって侵略体制を再編するものであることを説明した。)

改悪のもう一つの目的は、優生イデオロギーの煽り立てによる「障害者」の抹殺である。その意図を露骨にあらわした改悪点第二項は先頃の衆院通過の際に削除されていた。しかし、優生保護法そ

れ自体が優生イデオロギーを基盤にした人種改良政策＝優生政策であり、「障害者」の存在自体を否定し、葬り去ろうとするものである。第一項の「経済的理由の削除」により、これまで中絶の自由を保証する法として、優生イデオロギーから一歩遠ざかって機能していた優生保護法が、一切の民主主義的な粉飾をかなぐり捨て、まさに優生イデオロギーを前面に押し出して登場しようとしていることから「障害者」差別・抹殺の意図は明らかである。また、兵庫県における「不幸な子どもを産まない運動」にみられるように、すでに行政レベルで羊水チェックがおこなわれている。改悪点第二項が実質化されていることも見逃してはならない。その改悪により、とりわけ女性は「障害者」抹殺の尖兵として動員されようとしている。

今、「障害者」は「不幸」であるというキャンペーン「障害者」の家族に対する同情的なキャンペーンが、かなり意

現在、大資本は、南チオソン・東南アジア諸国において経済「協力」・経済「援助」の名のもとに再び侵略を開始しており、この対アジア侵略をより確実に内実化させるためには、国内において、社会矛盾が激化し階級闘争が激化しては困るのである。そのために女を家庭に縛りつけ、「家庭の平和」を必要と、諸矛盾をその中にだめ込む必要がある。しかし一方では、国内的にも「繁栄」を保ち続けるため、安価な労働力を供給させる必要がある。そのために若年労働力を求めて、国内に強固な軍事力のあと押しを必要とし、そのために「五体満足」の若者がどんどん産み出されなければならないのである。

また、女に対しては、家族イデオロギーの攻撃がかけられていると同時に、安価な労働力として搾取しようという二重の攻撃がある。すなわち、第三項に明記されているように、「適正年令結婚」「初

識的になされている中で、「障害者」解放の闘いが、われわれに突きつけているであろうことは、とりもなおさずわれわれの女性解放の視点を鋭くえぐり出す問題提起であるだろう。われわれはこの問題提起に対し、われわれの女性解放運動を進めて行く中ではか答えることはできない。

しかし、「障害者」抹殺の優性イデオロギーの典型的なものがナチス・ドイツの断種法であり、戦前の国民優生法であったことを知るわれわれは、自身も「劣った者」を作り上げ、蔑視することが侵略につながるのだということも知っている。われわれは、羊水チェックをして「障害者」抹殺の尖兵になるのではなく、それを拒否して「障害者」解放の闘いに連帯することがわれわれ自身の解放につながるのだと思う。

(補註)

「生民の家」が主張する「生命尊重」は、天皇皇太后イデオロギーの上のった「万世一



如何なる救いの手だてもない

者」の声をふみにじっている彼らの「生命尊重」の欺瞞を見破り、「生命尊重」という耳ざわりのいい、その裏日本民族の優越性を誇示する優生思想にだまされてはならない。

### III

「妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法で墮胎したときは、一年以下の懲役又は五百円以下の罰金に処する」——墮胎罪である。これがそのまま適用されれば、ほとんどすべての日本の成年女性は刑務所に繋がることになるだろう。実際は優生保護法により抜け穴が作られているのはほとんど空文化しており、墮胎罪に問われるなんてよほどドジな女ということになっていた。

しかし、墮胎罪が存在しているということ自体、妊娠中絶を犯罪視し、国家権力の性管理を主張するものであること、優生保護法が改悪されれば、この墮胎罪

優生保護法を擁護する道をとらざるを得ない。天皇主義イデオロギーの下、差別され抑圧され、虐殺を強いられてきた多くのアジア人民、とりわけ在日朝鮮人・中国人の犠牲の上にあぐらをかいた彼らの「生命尊重」——その存在さえも否定されようとしている「障害

系」の天皇を頂点とする日本民族の血の思想から出た発想である。それゆえに、彼らは「中絶は悪である」、「生命を尊重しなければならぬ」と言いつつ、優生保護法を廃止して「中絶禁止法」をつくり出すのではなく、優生イデオロギーを全面に押し出した優生保

の持つ意味が拡大されるだろうということをも明記しておきたい。

### IV

五月二三日、優生保護法改悪案が衆議院社会労働委員会を通った日である。傍聴席では東京実行委員会の代表や、婦人民主クラブ、アジア婦人会議など優生保護法改悪反対を叫びつづけてきた人々が真剣に討議を見守っていた。夜七時、手の首と優生保護法改悪阻止ノ、改悪ノ、ンターイノ、と叫ぶシュプレヒコールの中で、一瞬にして改悪案は採決されていた。

翌日の新聞等の報道は、「ウーマン・リップの女闘士が……黄色い声をあげて……」であった。女性解放をめざして闘っている女を総称してウーマン・リップと呼ぶのはいいとしても、(女性解放を英語で言えばウーマン・リヴァーレションだから)彼らマスコミの興味本位的な目、「女性

解放などを叫ぶのは特殊な女」という偏見がありはしないだろうか。

佐藤朝首相は、六九年一月、多くの女性労働者・学生の決起を前にして、「ああいふ女は中絶する女だ」と言ったそうだ。年間一〇〇万件以上の大衆的な規模の中絶がおこなわれているというのに、まったく禁止する偏見といわざるをえない。われわれのまわりには多くの、佐藤がいて、われわれの闘いの前には差別と偏見の壁が立ちふさがっている。しかしわれわれは、そういう壁を打ち破るべく闘わなければならない。われわれは、特殊な女ではないノ、優生保護法改悪阻止ノ、のシュプレヒコールは、子産み道具におとし込められた女が、最低限私は人間だノ、と叫んでいる声なのだ。女性解放運動は、子産み道具にされ、卑屈なものにされている。われわれの性の明朗さを取り戻す闘いであり、われわれが人間として生きていくための闘いである。

女性解放は女性解放だけではありえない。すべての人間が人間として生きていくための闘いの中ですか、勝ちとすることはできない。今、優生保護法改悪だけでなく、靖国神社・新大菅法・刑法改悪とつきつぎに意図される反動的な攻撃に対して、再び「靖国の母」「健児の母」として侵略に動員されようとしているわれわれは、多くの差別され抑圧され搾取されている人々と連帯して闘っていかねばならない。

関西大学で女解解をつくったわれわれに、今その力量が問われている。

筆者は関西大学文学部・三回生

)

ほんたーくに

# 高橋和巳試論



三宅卓

## I 出会い

世の中には、確かに人の生き様を変えていく出会いというようなものがある。その変革の度合が大きければ大きいほど、人は出会ったものに対する冷静で客観的な目を失なってしまう。

小さな出会いは、日常の中にくらでも見い出す事が出来るが、それは出会いというよりはむしろ日常経験といった方が適切であろう。人間は、世の中を形作っている各種の組織や事故を、そして自

分のまわりの人間関係などを日常的に直接経験していく中で、また小説や影像において擬似体験していく中で、それらの蓄積として自らの核を作り、その核による絶え間ない自立的選定の集積として、また自らは選択し得ないごく些細な偶然によって人生を形作っていく。そういった意味では、個人の周りの世界すべてが出会いであるといえるわけである。

しかし、その中でやはり革命的といえるほどに個人の生き様を左右するところ、語の本来的な意味における「出会い、

というものは存在するのである。そういった意味で出会ったものは、「横目で見ながら通り過ぎた」ものではなく、「自らの生の中で、自分自身の本質的なものにかかわりがある」とし、その持ちたる精神すべてで経験していった」ものであるがゆえに、客観的に見つめる事がむづかしくなってくる。

私にとっての和巳とは、そういった出会いの意味する作家である。私は文学には縁の遠い、どちらかといえば進歩的ではあるが保守的な工科大学生である。その

ような私に対して和巳がどうして革命的な意味を持たし得たのであろうか。

## II 魅力

和巳の文章の中には、意識している、あるいは意識していると思っでは思っている大学生等を引き付ける所がある。もちろんそれはいわゆる甘さや美しさではなく、暗い精神の中に深く入り込もうとするものであるがゆえに、彼の作品に引き付けられる大学生は大部分の大学生というよりはむしろある種の大学生という事になる。例えば、かつての全学連の人々がまず心情的に和巳に参ってしまっただろう。

しかし、その所が和巳の本質であるのか、あるいはもう少し違った所に本質があるのかという事をよく考えてみなければならぬだろう。いったい、そんなにも私たちを引き付ける魅力はどこにあるのだろうか。彼は

確かに、あの京大の全学的な運動の中で学生と共にゆきぶられ、自己変革していった。もちろん、彼の場合あの運動に共鳴し、かなり自主的にかかわり合っていた事が即自己変革と呼ぶに値するものであったかどうかは非常に疑問を含む所である。それはただ彼がずっと前から暖めていた思想がチャンスを与えられ具体化して来ただけであるかも知れないし、彼の過去の想念の復活であるかも知れない。しかし彼の生活の場である大学において、また、その大学における彼の位置——助教教授△教授学生の一構成員——を考慮するなら、その生活の場において生活を思想に密着させ、さらに生活の中から新たな思想を造り出してきたあの行為は、やはり自己変革と呼ぶにふさわしいものである。

このような彼の行為の過程を支えていた意識は、おそらく学生であった頃、彼の言う所の「たった一回のハンスト」を行った頃に出来たものであろうし、また

そういった意識を思想的に自立し、生産的な活動を始めた後にまで持ちつづけていたのは、彼の情念とでもいうべきもの作用であろう。それはまた、彼の生まれた土地や家、その地域住民の生き様も知れないし、昔の戦争体験から出た一種な指しがいあるものかも知れない。そういう複雑な情念を胸に抱いた彼の思想、そこから必然的に生まれ出て来る彼の行動、それは確かに共感を呼ぶものであるし、その上同じ大学人であると言う事、同じ状況の内において、同じ次元の問題の上になっ立っているという事は、大学の庄倒的な支持を得るのに十分である。

大学なり、社会なりのある状況の内にあって、自らそれらにいかに対すべきかを考え、それを真に理論的に処理し、表現し、行動していく理は私たちにまさしく同世代性みたいなものすら感じさせるのである。それは、むしろ前衛的であったといっても過言ではないであらう。あの



彼の大学内での一連の行動、そしてその後の孤立と解体は、まさに彼の思想の表現であり、私たちにとっては本当は自分もそうあらねばならないと思いつつできない事であり、彼は意識してはいるが活動できない者、あるいは活動しつつもあと一歩の突っ込みが不足な者にとつては代行者であり、ある種のアイドルですらある。

彼の思想に向けての対し方は、所謂「一回性の重み」を秘めた、たった一度の人生においてあんなに激烈に、しかも一人で静かに孤立し解体していかなければならなかったという点に見る事が出来る。そこに和己の思想の重さ、生活と思想とのかわり合いを見ることが出来るのである。

### Ⅲ 内面の阿修羅

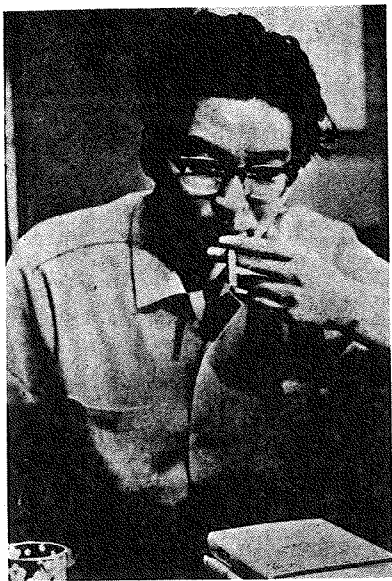
今まで述べてきたように、彼は確かに全学的な運動の中で揺れ動いていったが、

教授会制度や精神的硬直、あるいは学生運動の理念や行動に対してどういうふうに対峙していくか、一学者として、学問的精神の上で立てて現在の精神的状況というものをどのように見るか」という問題が中心課題であったと思う。そして、その背後にあるのは、彼の学問であつた。彼は、教授者層に投げかけられた問題を自らの問題として受けとめ、きりぎりまでその内部に留まり、内部から組織を問いつつめ、教授者を問いつつめいく中で自分を斬りきさみ、「内面の阿修羅」を避けなかつた所に、彼の真に文学者たる姿を見ることが出来る。

彼は、その結果として念生の中に「考え、自己否定し、行動し、自己解体すること」、「意識人として、インテリゲンチヤとして苦悩し、憂鬱に毎日を通ぐす」という二つのパターンを広め定着させたこのパターンは現在の大学においても一部の人々の間では、なお根深く残っている。

その中で一貫してなされて来た問題把握は、二人の人間の職業的営為と政治運動との優位関係、一つの党派に対する忠誠と一回限りの存在の重み、外来思想の受けとめ方とその受肉着根の問題、目的と手段の問題、インテリの役割と大衆と

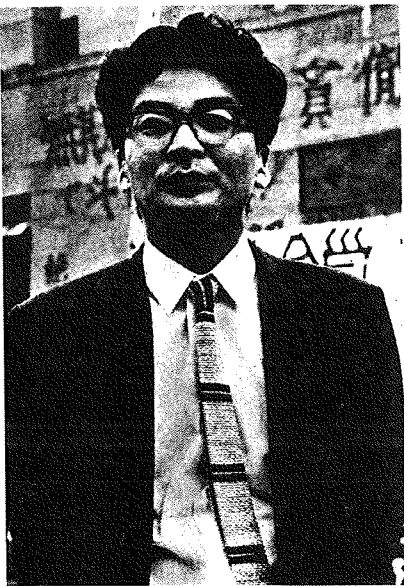
の関係性等々の根本問題であつたが、中でも日本の知識人の精神構造の把握と、その中でインテリゲンチヤはどう生きていくかという問題、そして「何十年間も学問を専攻して来た一学者として、自分の学問に立脚して、この現実の問題、



こういった、彼の大学内での活動と、大学生の間に残した影響とは、確かに彼を語る上で重要なことであるには違いないのであるが、しかしこれだけが彼の本質であるとするのは間違っている。

と行動の他に、自分もふくめた運動や人間との生き様を「さめた所」で見ている。教授者としての彼、大人としての彼がいる。さらに大切な事は、一つの専門分野を受け持つすぐれた職業人としての彼の存在である。職業人として自立することが現





はまさに驚くべきものであり、一つの問題への対し方は、今述べたごとく一面的ではなく、かなり多面的であるし、彼が学び取ってきた知識の広さと深さは、彼の専門分野である中国文学においては言うに及ばず、法学、論理学、現象学、近

代史、等においても大知識人と呼ぶにふさわしいはずらさざである。彼の小説を読む時、まず最初の印象はその資料の豊富さと知識の広さであり、「この人、良く勉強しているなあ」という事である。そして、これは昔から色々な人々々が少

ある。ここに学究的才能と文学的才能という二つの才能を天から与えられ、それを両立し得た和巴の驚くべき精神力を見る事ができる。また、そのような考察で得た事を、エッセイ、講演、小説を通じて実に多くの人々に広めた所に多くの意義を見出す事ができる。

#### (VI) 自己と他者との関係付け

ここで彼の人間性に関する事について触れてみたいと思う。彼の小説を読む時不潔で暗いイメージを連想させるようなフレイズや、崩壊を暗示する不安な文が多く出てくることに気がつく。直接的なものですら、「赤味を帯びた嘔吐物」「蛆物」「タン」「腐爛臭」「宿酔の日の排泄物の臭気」「女の垢」と書き出すのに苦勞がいらぬほどであり、心理的、精神的なものになると、それこそ毎ページ出てくるという言い過ぎにはならぬであろう。

どうして彼がこんなにも暗い、美しくない、憂鬱なイメージを指向するのか。この問いを解く鍵は、彼の他者とのかわりあい方、そして彼の生立ち等に求める事ができようである。

彼の他者とのかわり合い方には、自己中心の、それを自らのエゴイズムだとは自覚しない所の接し方がある。それは、ある種の冷たさを持っており、所謂西洋風の現代自由人の個人主義ではなく、あくまで自己中心的なのである。それは、自己の人格、自己のエゴのみを見、他者とのぶつかり合いを重要視しない生き方とも思える。もちろん和巴はイデオロギー的には自り進んでぶつかったり、そういう意味での他者とのぶつかり合いこそ、彼の考えていた最も大切なもの一つであったろう。ただ、ここで私の言うぶつかり合いは、もっと暖かい意味での、心情的な意味での、養理人情の根源的な意味での、家族や友人に対して

しつづ言ってきた事ではあるが、インテリの生き方というものについて、和巴は特にその問題を総合的に色々な面から考えていった事は注目値する。運動と学究生活との関係、その間に起るかなり激しい葛藤、活動家の心情的側面、運動と自己の立場と養理人情について、さらには善く事の重みと、それの自己に対するある種の束縛性等、実に興味深いインテリの内面生活についての考察は、インテリの社会的立場とその責任性等の外向きの影響力に対する考察にまで及んでいる。今までも、外部から象牙の塔を批判したのもや、インテリの精神構造を分析し批判したものは少しあつたけれども、現実の中堅のインテリゲンチヤとして象牙の塔の内面に活躍する人間が、地道に文献をくるという行為のみを留まらず、学問とは何か、教育の場とは何かという問いを自分自身に発し、まさにその内部から文学という行為を通じて知識的な事でも多面的に考察していった事は画期的な事であ

る。彼は、一つの行動を起す時、どうしても人間的な優しさからでなく、理論や責任から出たものになりがちなのである。優しさから出る行為というものが、もっとあていはいはずである。そういう面は、たとえ「悲の器」の正木の中に見る事ができる。正木は、ガンに罹った妻に対し「とり憑かれた以上は、仕方のないことだった」ですまし、自分が捨てた女に對し「すでに被害者は私の方になりつつある。中年女の馬鹿気だ愛の想念のため、私の仕事は、破綻し、私はその職業をすらすり失いかけていく」という。また、日常的には、「生前、妻は夜、何の用事があるのでもなく寝巻姿で茶を持ってあがってきた。ああ、とうなずいて私はすぐ書物に目を移したものだ。そのとき、静枝はまるで猫のように部屋隅で絨毯をばりばりと掻いた。思案が職業化した人には理解されるであらう。もちろんそのとき妻のほうに話しかけることも論

理的には可能だった。しかし、私は時間  
に追われており、思惟は中断せぬ事が望  
ましかった。いまひとときの忍苦が、明  
日の数時間の努力に匹敵する。私はそれ  
ゆえノートにむかい原書を書く。妻は、  
なにか亡国の音楽のような、哀しげな吐  
息をもらして去った。ときおり可哀そう  
だと思わぬわけではなかったが、必要  
な感情は理性の浪費だった」と言い、不  
幸な娘に対しては「誰も私のことはか  
まってくれない」とと興子は涙声で言った。  
『お父さんだって孫なんか欲しくもない  
んでしょ……』『そんなことはないから、  
新聞をとってきてくれ』『私のいうこと  
も聞いて下さい』『夕刊を見ながらでも  
……』という会話を偶然とやってみる。  
これららの会話からは、まさにエゴイ  
ズムに根ざした所の他者の人間性無視が  
強烈に感じられる。

しかしこの冷たさの影にも、「私の生  
活には、なぜ、ほがらかな笑い声、侮蔑  
ではなく、軽蔑でもなく、たのしく笑い

笑われあう関係が育たないのだろうか」  
という反省があり、「好きな美しい女性  
のためのには、ショーウィンドウのすべ  
のものが買うに値する」という心の余裕  
を持っていたにもかわらず、職業中心  
の彼は、「しかし生活はなにも、感受性  
やイメージで構成される訳ではない」「私  
の生き方もし人の道からはずれている  
というのなら、この人間の文化・文明を  
支えるのはいったいどうい種類の人物  
だというのか」と逃げる。その結果、彼  
は大変な淋しさを味わう事になるのであ  
る。

私は和巳が正木の通りだと言うのでは  
ない。しかし、和巳は、実は頭ではわか  
っていないが日常性活のレベルで実行で  
きない、正木と共通した人間に対しての  
冷たい面を持つている。彼には、「一つ  
のものがやり遂げられれば、他の不足し  
ている面は許される」という甘えがある。  
確かに、ある問題に対しては「こゝまで  
やったのだから人間的に許される」とい

う事は成り立つかも知れないが、しかし  
人間関係において、そういう甘えは許さ  
れるべきでない。彼にもう少しの優しさ  
と人間的な大きさがあつたなら、彼は完  
全に私の理想——目標になつていただ  
ろう。

私達は彼の小説の中で、色々な革命家  
達を体験し、彼の行動を見て共鳴する。  
しかし、心情的に共感できるという甘え  
の基盤の上に立つて彼の作品を見ている  
かぎり、彼はいつまでたってもその全体  
像を私達の前に現わしはしない。私達は  
今一度、彼が学問に対して臨んだのと同  
じような厳しさと、彼の作品を読み返し  
てみなければならぬだろう。

筆者は大正工業大学工業様学科・四年  
みゆけ たく

## 主要資本主義国家経済簡史 (I)

樊亢・宋則行・池元吉・郭吳新・朱克煊

林 信賢・訳

第六章 日本

ここに訳出した文章は一九七三年二月  
月に中国の人民出版社から出版された『  
主要資本主義国家経済簡史』の第六章第  
一節の部分である。

この「簡史」は、「前言」によれば、  
主要資本主義国の経済史を通じて、ブル  
ジョアジーの搾取の本性と資本主義崩壊  
の客観的法則を明らかにし、そこから米  
ソ両超大国の強権政治と覇権主義の道の  
社会・経済の根源と、戦後第三世界の勃

興の必然性を明らかにすること、マル  
クス主義の古典の歴史的背景を理解させ  
「まじめに本を読んで学習し、マルクス  
主義に精通する」ための手助けとするこ  
とを目的に出版されたものである。

本の構成は、イギリス、アメリカ、フ  
ランス、ドイツ、日本の各国史をそれぞ  
れ六面づつで一つの章として、さらに第  
一章を概説としてしている。

主要な資本主義国家のなかにあつて、  
日本はもともと後に発達した国家である。  
一八六八年に明治維新を行つて、資本主  
義への敷居をまたいだときには、欧米先  
進国家はすでに独占資本主義の前後にあ  
つた。しかし、日本が資本主義に入つて  
からの発展は非常に速く、半世紀のあい  
だに資本主義列強の隊列のうちに躍進し、

かつ迅速に軍事的封建の性格をもった帝國主義國家へと成長した。日本帝國主義は侵略戦争と植民地政策によって形成されたのである。

日本帝國主義の發展史は一部の日本軍國主義の中國、朝鮮侵略史でもある。日本の最近百年の歴史はいかなる國家も侵略、戰争、軍國主義によって經濟を發展させようとするれば、結局最後には徹底的に廢滅する歴史的運命から逃れることができないということであらわしている。

### 第一節 封建制度の解体と明治維新

#### 封建制度晩期の土地關係と搾取制度

日本が近代資本主義社會に入ったのは明治維新からと見ることができが、資本主義的關係はこの百年前から封建社會の内部で埋胎し出現した。日本の明治維新前の二六五年間は、すなわち一六〇三年から一八六七年までは、徳川家族によって支配されていたので、徳川時代とよばれている。この時代はまさに日本の封

なかつた。彼らは領主の領地の世襲の小作人として、各戸平均二町歩前後（一町歩は〇・九九ヘクタールに相当）の分地を耕作していた。領主の農民に対する搾取は非常に残酷なものであり、經濟的搾取と政治的支配は直接に結合され、地租と賦税は統一されており、「年貢米」と称し、その數量は收穫の四〇〜八〇%を占めていた。このほかに、農民は橋を渡ったり、航行したり、草を刈ったり、柴を刈ったり、魚を取ったり、猟をしたり、製塩したりすることなどは、みな納税しななければならない。またさらに毎年一定期間の勞役を領主のために服しなければならなかつた。領主の農民に対する搾取の準則は「殺さず、生かさず」であり、「農民はゴマと同じで、絞れば絞るほど油がとれる」であつた。農民に対する弾圧と搾取を強化するために、五戸の連座制度を実施し、また「農民の衣服は麻か綿を用いるべし」、「米を多食するべからず」、「酒茶を買飲するべからず、喫煙するべ

封建制度が解体し資本主義が萌芽する時期である。

マルクスはかつて、「日本には純粋に封建的な土地占有組織と発達した小農經濟がある」（注一）と指摘している。このことばは最も深く日本の封建制度の基本的特色を概括しており、また日本の資本主義的變遷の發生が比較的遅かつた根源をそのとく指摘している。徳川時代には、すべての土地は封建領主によって占有されていた。封建領地は徳川幕府領地、大名領地、天皇公卿領地と寺院神社領地の四種類に分かれていた。徳川家族の首領は征夷大將軍と称し、その統治機構を幕府と稱しており、彼は全國の最高統治者であり、また全國最大の領主でもあり、掌握していた領地は全國の耕地の二六%以上を占めていた。幕府は全國二六〇余の藩を統轄しており、各藩の直接の支配者を大名といひ、彼らはお互に全國の耕地の七〇%を占有していた。天皇およびその臣屬（公卿）は幕府体制の下で無

からず、「身分不相応な家屋を建てるべからず」等々文明文化し、農民は姓名を使用する権利さえ持たなかつた。

封建階級は封建政權と封建的搾取を維持するために、厳格な等級身分制度を実施し、住民を士（武士）、農（農民）、工（手工業者）、商（商人）の四つの等級に分けた。このほかに、「穉多」、「非人」と称されるいわゆる「賤民」がいた。「賤民」は特定の地区しか居住できず、「四民」と通婚することができず、死刑執行吏、獄卒、皮畜、屠殺業者等の職業にしか就けなかつた。等級身分制度は代々伝えられ、変わることはできなかった。

徳川幕府とこの封建支配制度を維持していくことができたのは、対外的に「鎖國」政策を実施したことと切り離して考へることはできない。一六世紀末や一七世紀初めに、ポルトガル、スペイン、オランダ、イギリスの宣教師や商人が相ついで日本に到来し、日本人を奴隷に売りよばし、略奪的な貿易を進め、キリス

権の地位におかれ、政事に参与することはなかつたが、大量の土地を握っていた。寺院神社は封建階級の精神的支柱として、やはり直接に大量の土地を占有していた。將軍と大名は大量の武士を飼育しており、それを家臣と称し、農民を鎮圧する

武力としており、その数は非常に多く、一九世紀中葉には四〇万人に達していた。武士は一般的には土地を持たず、將軍と大名から俸禄を受け取って生活していたが、免税や人民を自由に虐殺する等の特權をもっていた。封建的土地占有制と

その上に構築された將軍—大名—武士によって構成されるピラミッド型の封建支配構造は、大きな山のように人民の頭上のしかつていた。

日本の封建領主はみな荘園經濟を行わず、領地を農民に交付し、零細な小農經濟を行っていたが、それは日本には「発達した小農經濟」があつたからである。「徳川時代の全期間を通じて、人口の八〇%を占める農民は、土地をまったく持た

ずト教を宣伝し、また鉄砲を南部各藩の大名に売り渡した。これらのことはすべて徳川封建支配の脅威となつたので、そこで一六三八年に「鎖國」を宣言し、オランダ商人に長崎の出島で制限つきの貿易を許したほか、その他の各國の商人と宣教師をみな國境から放逐した。日本人もまた出國を禁止した。

#### 都市農村商品經濟の發展と資本主義的關係の成長

徳川幕府がいかに百計をつくして封建制度を維持し強化しようとしても、封建制度が必然的に瓦解し、資本主義的關係が必然的に生まれる客觀的法則を変えることはできなかった。徳川が全國の統一政權をうたてたので、相對的に平和な時期が出現した。幕藩は財政收入を増加させるために、時業生産にも比較的注意し、新田の開墾を奨励した。そのため、一八世紀以前は、農業生産が一定發展し、



それでもまだ彼はくたばらない

耕地は割合増加した。一五九八年の全国耕地面積は一五〇万町歩であったが、一七二六―一七三五年間には二九〇万町歩に増加した。領主は「新田」の栽培には制限を緩め、農民の栽培する桑、茶、<sup>又</sup>楮(注二)、漆、藍、麻、棉花、甘蔗、

煙草などの経済作物は日まじに増加し、商品的農業と家内制手工業の発展を促した。

商品経済の衝撃の下で、破産した貧困農民や手工業者は、つぎつぎと農村を離れ、都市に移動し生きる道を探し求め、

都市人口を断えず増加させた。同時にまた幕府や各藩大名は、生活上の、また財政上の需要を満足させるために、農民からとりあげた年貢米やその他の貨物を売り払い、さらに加えて徳川幕府が各藩の大名を支配するために「参勤交代」制度(注三)を実施したので、なおのこと各地区の交通運輸と都市経済の発展を刺激した。一八世紀中葉には、幕府の所在地である江戸(今の東京都)の人口はすでに八〇余万に達しており、大阪の人口は四〇万前後であり、天皇所在地の京都も三五万の人口を有していた。有名な「三都」を除いては、各藩大名所在地の町も人口三万から五万が多かった。

都市は手工業と商業の中心である。ここには大量の農村から来た手工業者が集まり、彼らは同業組合の支配の下で布、家具、金属品、陶磁器や武士が佩帯する刀剣の武器などの百種類以上もの手工業品を生産していた。都市で日まじに勢力をつけてきたのは商人階級である。大商

人はここで実力のある穀物問屋、卸売店、代理販売店、両替屋などをもち、領主、武士や農民の売却した年貢米、俵米などの買い上げ、貯蔵、販売をした。多くの財政困難に陥った大名は、一、二年間の年貢米の収入を低当としたり、年貢米の買い付け権を与えたりして大商人から借金をしていた。徳川支配期の後半には、商人はすでに強大な力をもち、江戸の三井、大阪の鴻池などの「天下の豪商」を生み出した。商業資本の興隆は自然経済、身分制度や封建支配全体に極めて大きな腐蝕と瓦解作用を惹き起した。

さらに重要なことは、封建的搾取の強化と年貢米の商品化は、農民の破産と分化を速めたことである。土地は買売を禁止されていたも、貧しさに苦しむ農民は命をつなぐために、世襲の分地を商人や富裕農民に抵当したり、質に入れたりして、金や食糧を借りざるを得なかった。明治維新の前夜には、全国ですでに三分の一の農家が分地を失い、大量の生きる

すべのない「水呑み」がいた。商人や富裕農民は、貧しさに苦しむ農民の、期日を過ぎて差押えられた分地を自分のものとしていた。彼らは土地の名目上の所有者でなかったとはいえ、土地の事実上の支配権をすでに握っており、農村の新興新興地主階級の出現と発展は、封建的土地領有制の瓦解をしめしている。

農民の貧困化の深化にもない、家内制手工業は日まじに農民の副業となり、それは都市の領主階級の庄田と同業組合の制限を受けていた商人に新たな活動の天地を切り拓いた。一八世紀後半には、商人高利貸者は農民に対する支配を強めた。まず、彼らの手工業制品を安く買いむさぼり、さらには農民に原料や道具をあらかじめ貸し与える方式で、農民を事実上の労働力を売る賃金労働者に変えた。このような資本主義的性質を持つ家内制手工業や分散したマニファクチュアは絹

織物、綿織物、陶磁器、木器や漆器の製造業で、相当の普遍的発展をした。一八世紀中葉以後には、すでに多くの農民や農家の子女が完全に農業を離れ、商人の組織した「機屋」(作業場)に吸収される方法によつて同一の製品の生産を行い、集中された資本主義的マニファクチュアが出現していた。このような工場は絹織物、染料、製紙、冶鉄、酒の醸造などの部門にはみえられた。しかし封建勢力の頑固な支配によつて西欧のような重商主義政策を採用して扶植したり、また西欧のように植民地略奪によつて原始資本の蓄積をすることがなく、そのためマニファクチュアの成長は非常にゆるやかで弱く、明治維新に到る前には全国で四〇〇余しかなく、また封建的色彩を多く帯びていた。

#### 封建制度の危機と幕府支配の崩壊

偉大な指導者毛主席は、「地主階級の

農民にたいする残酷な経済的搾取と政治的抑圧のために、農民は地主階級の支配に反抗して、何となく蜂起をおこなわざるをえなかった」

「このような農民の階級闘争、農民の蜂起、農民の戦争だけが、歴史を進展させる真の原動力であった。」(注四)と指摘している。商品貨幣関係の発展にもない、領主階級の生活は日まじに奢侈になり、農民に対する圧搾もますます重くなった。一八世紀初めからは、幕府と各藩はみな不断に年貢米の比率を高める取極の五〇%前後だったが、六〇〜七〇%に増加し、ついに八〇〜九〇%にまで達し、さらにしばしば年貢を一、二年分前もって徴収した。各種の名目の苛酷な雑税は牛毛の多さにも似て、たとえば家屋税、戸窓税、女兒税、産児税等々非常に多かった。幕藩は日まじにからになる財庫をふめ補うために、商品の専売制度を拡大し、頻繁に貨幣を改铸する手段を使って、農民を略奪し、農民の生

きるすべをなくさせた。非常に多くの農民が農業を捨てざるを得なくなり、生きてゆかために都市に流れて行き、農業人口を日まじに減少させ、荒田は年をおって増加した。農業生産は一八世紀初めから衰退の傾向を見せはじめ、飢饉、まびき、娘を娼婦に売ることが農村の普遍的な現象になり、人口の増加はほとんど停止した。抑圧が深まれば深まるほど、反抗もますます烈しくなった。大盛の破壊した農民は、飢饉にせまられるなかでむしる旗をかかげ、日まじに頻繁に蜂起の闘いを起した。徳川幕府の支配の全期間に、記録されている農民蜂起は、一六三三回にのぼり、それらの大半は一八世紀、一九世紀、とりわけ一九世紀以後に発生し、わずか一八〇一〜一八七七年の間に五〇五回発生している。有名な一八三七年の大塩平八郎の蜂起では、農民の蜂起と都市貧民の商人の物価つり上げに反対する「打ち壊し運動」とがひとつに結合され、大阪を中心に全国に蔓延した。威

勢さかんな農民蜂起は幕藩の封建支配に手ひどい打撃を与えた。

徳川幕府の支配は、農民、手工業者や商人の反対にあっただばかりでなく、支配者階級の内部においても日まじに増長するすどい矛盾があらわれた。農業が衰退する状況の下で、幕藩の財政状況は日まじに悪化していった。一八三四〜一八三六年の間に、幕府の財政赤字は黄金で平均五九万両に達し、一八五四〜一八五六年では七〇余万両に達した。各大名の財政も非常にひっ迫した。そのため彼らが飼育していた家臣の武士の俸禄はますます保証のないものとなり、貧困の境地へと陥った。広範な武士は幕藩支配にますます不満をつのらせ、「君のために忠を尽し、服務に楽しむ家臣は稀少」になった。彼らのあるものは副業、たとえば筆、傘、雨衣、玩具、彫刻等の製作で生計を維持し、あるものは「尊厳」や「体面」を顧みず、大商人にたより、富豪の息子を争って養子にし、商人の娘と婚戚

関係を結んだり、あるいは武士の肩書きを売り払い、あるものは西洋へ脱出して科学文化を学び、帰国して西洋文化を伝える知識分子になったり、あるものは職が見つからず「浪人」に没落した。このように幕藩体制とそれに奉仕する等級身分制度は瓦解し始め、武士は日まじに商人や新興のブルジョアジーの代弁人となり、幕藩支配の反対者となっていった。日本の封建制度がまさに崩潰に強まっていたときに、いたる所に海外市場をさがしもとめていた西方資本主義列強も踊り込んできた。最初に武力で日本の「国門」を開けさせたのはアメリカである。一八五三年と一八五四年にアメリカは二度海軍准将ペリーを派遣し、軍艦を率いて日本に開港をせまり、日本はやむなく、これと「神奈川条約」を締結し、下田、箱館の二港を開放し、アメリカ領事が下田に駐在することを許した。つづいてアメリカは一八五八年にも威嚇の手段で日本にひとつの新しい不平等条約——「日米



友好通商条約」、つまり「安政条約」を調印させ、アメリカ人が日本における領事裁判権を持ち、アメリカ商品は自由に日本を移動でき、関税率は五%を超えることができず、外国貨幣が日本で流通できることを規定した。アメリカの「創始」の下、イギリス、オランダ、フランス等の国が踵を接して、日本と類似の条約を調印し、日本を半植民地の瀬戸際においやった。列強は取得した特権を利用して日本で大工業生産の廉価な商品を生産し、輸出して、生糸、銅、油、茶や海産品を低価格で買い上げた。一八六〇〜一八七七年の八年間に、日本の輸出は二五倍に増加し、輸入は二倍に増加した。これは一面では日本のマラアクトニアに打撃を与え、他の一面では封建経済の瓦解を進めた。同時に、外国商人は日本国内の金銀価格比(一・二五)と世界市場の金銀価格比(一・一五)の差額を利用して、日本から金を大量に運び出し、また銀を大量に運び込んで、巨大な利益を手に入れ、日本の貨幣制度と



財政的基礎をひどく破壊して、日本国内の階級矛盾と経済矛盾を激化させた。

一九世紀六〇年代から日本には激烈な「攘夷倒幕」運動があらわれた。闘争に参加した主力軍は農民であった。しかし、農民の分散性と後進性のために、明確な反封建の綱領を提出し、革命を指導する力となることができなかった。当時の日本は資本主義的マニファクトリアの発展はまだ初期の段階であり、ブルジョアジーとプロレタリアートは独立した政治勢力を形成していなかった。新興の地主と商人高利貸者は経済的には強大であり、改革の要求をやはり持っていたが、政治的経済的に領土階級そして幕藩制度と複雑にからみ合った関係にあり、やはり反封建の指導的勢力ではなかった。「攘夷倒幕」の指導権は、政治的力量、組織的力量や文化的水準に於いてみな比較的高い、そして適遇はますます悪化している下級武士の手に、とりわけ薩摩、長州、土佐や肥前などの西部強藩の下級武士の

手に落ちた。彼らの代表的人物である西郷高城、大久保利通、大木戸孝允、伊藤博文などは、少壮の公卿、皇室貴族、たゞそれ岩倉具親などと氣脈を通じ、人民の革命の要求を寛藩大名の僥倖支配に対する不満を利用し、大坂、京都の豪商の財力支援の下で、「尊王攘夷」、「大政奉還」をスローガンとして、一八六八年一月三日「クーデター」を起し、数カ月の内乱をへて、ついに幕府支配を覆えし、一五才の睦仁天皇が国家元首としてかつぎあげられ、国号を明治として定め、新しい天皇政権をうちたてた。

明治維新は封建階級と妥協したブルジョアジーの改革である。

明治天皇政権は地主階級とブルジョアジーの利益を代表する政権である。この政権はうちたてられた時から、封建階級の既得利益を擁護しようとすることを考えていたためでなく、国家権力を利用して資本主義的生産の発展を速め、西方國家の植民地に転落するのをまぬがれよう

とした。したがって、明治政権がうちたてられた最初の十数年間は、「富国強兵」、「殖産興業」のスローガンの下、社会政治経済の改革、すなわちいわゆる「明治維新」を實行した。

明治維新は封建階級と妥協したブルジョアジーの改革であり、その及ぶ範囲は非常に広く、その主要な方面についていえば、次のいくつかの点である。

第一―廢藩置縣をし、全国の政権を統一した。一八六九年各藩は版（領地）、籍（人民）の奉還を實行し、さらに一八七一年に各藩の名称を解消し、県制を新設し、中央から官吏を派遣して支配し、中央集権をうちたてた。これと同時に各藩の関所、貨幣もまた廢止され、財政を整理し、貨幣を統一した。これらの改革は日本民族と統一市場の形成と発展を大いに速めた。しかし各級の政府の行政、軍事、警察の要職を担うものは、みなもとの武士や公卿および藩士であり、これらは後に対内的に軍國主義支配を實行し、

対外的には侵略戦争を發動して政権の基礎を築いた。

第二―身分制度と同業組合組織を廢止した。一八六九―一八七一年の間に、つきつきに大名、公卿、武士などの称号や等級身分制度を廢止し、「四民平等」を宣布し、手工業ギルド、商業ギルドを廢止し、人民に居住、移動と職業の選択の自由を許した。これは資本主義の発展に有利なものである。しかしまた、封建階級の既得利益を擁護するために、政治的には住民を華族（大名、公卿）、士族（武士）と平民の三等級に分け、経済的にはひきつづき、華族と士族とに「家禄」を与えた。一八七六年、政府はついに公債をもって各種の俸禄に替えるという条例を制定し、受領者は三万人余に達し、一七、五〇〇万円の公債券を発行した。華族と士族の上層分子はこれの公債によって、封建的肩書きを持ち、ブルジョアジーの隊列に身を置く、銀行、鉄道やその他の企業の投資者とな

り、地産を買い入れて新たな大地主となった。

第三―欧米の社会制度を模倣し、欧米の文化を学び、欧米の科学技術を輸入し、資本主義経済を発展させるための条件をつくり出した。このために國家は一方では農民から搾取した地税や外債の起債によって外國の技術裝備を購入したり、鉄道を建設し、官営「模範工場」を創立し、もう一方では官吏、技術や職工を西方國家に派遣し、新知識、新技術を吸収し、外國の技術専門家を招聘し、勸業展覧会を催し、技術学校を開き、各種の補助金や奨励金を与え、民間資本主義の発展を導き、扶植した。しかし全面的に欧米の文化教育を学ぶと同時に、「天皇」、「武士道」などを崇拜する神道思想や軍國主義思想もまた誇張され、盛りたてられた。第四―土地改革を實行し、地主階級を盛りたてた。明治天皇政権は樹立されてから土地問題に触れようとも、解決しようともしなかったが、農民蜂起の圧力の



ルイ・アルチュセール著 /

# 『政治と歴史』

渡辺 博之

書評

下で一八七二年に土地改革を開始せざるを得なくなり、土地の私有権を承認し、実際に土地を占有している者が土地の所有者であることを承認し、旧領主の土地領有制を解消した。これは農民の土地に対する要求を部分的には満足させたが、改革前の三〇万町歩、すなわち全国の耕地の三分の一近くの農民の分地の実際の支配権が担保や抵当の形で商人高利貸者や富農の手に渡った。したがって、土地改革は貧困農民に対する収奪であり、全国の三分の一の農家を、分地を失った小作農に変え、天皇政権の農村における支柱としての新たな地主階級を盛りたて、農村の封建的関係をうち固めた。一八七三年にはまた地租改正条例を頒布し、以前の雑多な名目の貢賦をとりやめ、全国的に統一された単一の地租で納税すること、新しい地租は地価の三倍として計算して徴収し、税率を地価の三倍とす、すべて貨幣によって納め、土地所有者が負担することを規定した。地租改正もまた地主

に有利であって、農民には不利であった。明治政府と大地主は地税と地租を通して、農民のからだから大量の資金を路奪し、資本の原始蓄積の主要な源にした。一八八五年に至るまで、国家税収の八〇％以上は地租によるものである。要するに、明治維新は一方では一部の封建的障壁を取り除き、資本主義の原始蓄積の過程を進め、日本が資本主義強國に発展するための有利な条件をつくり出し、もう一方ではまた、日本の政治経済の中に濃厚な反動的後進的な封建勢力と軍国主義勢力を温存し、日本が後に軍事的封建的帝國主義に発展していくための基礎を築いたのである。

(原注)

一 マルクス『資本論』第一巻、J・ルクス・エンゲルス全集 第三巻、人民出版社一九七二年版、第七八五ページ。

わが國に構造主義が紹介されてから、もうかなりになる。熱しやすくさめやすい國民性によるのか、最近ではひとこのように構造主義についての論議は見られなくなった。しかしこのことは構造主義がたんなる一時の流行に終ったということを意味するものではない。むしろ人間の科学として、構造主義は著実に定着してきているように思われる。もちろん構造とは何かということについては、今日においてもその一義的定義を求めるところは困難であるが、それと構造主義が言語学、文化人類学、精神分析学、文学、マルクス主義哲学といった多様な分野にわたっていることに起因するものであって、けっして構造主義そのものはいまいさを意味するものではない。とくにここで試みられているように、テキストをテキストそのものにそくして解釈するということは、一切の先入見を排し、あるいは神話化され神聖化された対象の背後にある事実を読みとることを可能に

二 棒は紙の原料である。

三 徳川幕府は大名に対する支配を強固にするために、各藩の大名に二年のうち一年は藩に、一年は江戸に住むことを規定し、妻子は常に江戸に住まわせ、人質とした。この「参勤交代」制度は途中の町村の発展と交通運輸の改善を促した。

四 毛沢東『中国革命と中国共産党』、『毛沢東選集』合訂本、人民出版社一九六七年版、第五八八ページ

訳者は関西大学文学部・四回生  
はやし のぶと

するものであって、構造主義的方法の特性の一つである対象の内在的研究の卓越性をあまりなく示すものであろう。

本書に収録されているアルチュセールの三つの論文は、それぞれかなりの間をおいて書かれたものであるが、いうまでもなくこの基本的研究方法は一貫している。いやむしろ第一論文から第三論文に至る一〇年のあいだに、それはよりいっそう洗練され徹底されているといえる。その意味で本書はアルチュセールにおける構造論的方法の展開といった視点から読むこともできるであろう。

『政治と歴史』という本訳書名はモンテスキューにかんする第一論文のテーマであるが、ルソーを主題とする第二論文、ヘーゲルとマルクスの関係論じた第三論文、いずれも同一のテーマのもとに取り扱われるにふさわしいものである。もっとも何よりもマルクス主義を正しく把握することをめざすアルチュセールにあって、政治あるいは歴史がつねにその関

心の中心にあったことは当然であって、おそろくかれの著作のすべてはこのテーマのもとに包括することができであろう。いずれにしても一読して、日付と発表形式の異なるこれらの論文を、あえて一冊にまとめた訳者らの意図（このことについては訳者の説明がないので、ただ推測するほかない）はほぼ了解されるように思われる。

第一論文では、「法の精神」を中心にしてモンテスキューが政治科学の先駆者であったことが証言されるとともに、一方では党派的政治的立場におけるモンテスキューの思想のもつ意味がたんねんに分析されている。政治科学とは社会的な具体的諸事実の全体（社会一般ではない）にかんする科学の意であるが、そこには歴史と政治のなかに必然性が存在するということを確信する構造主義者アルチュセールの独自のモンテスキュー解釈がある。しかも歴史を支配することの必然性が科学的でありうるためには「先験的な

チュセールはそこ矛盾をいまいさが残っていること、そしてその原因が経済学全体を前提とするより深い統一性の欠如にあることを明確化している。

ところで周知のとおり、モンテスキューは民主制ではなく君主制を選んだわけであるが、アルチュセールはモンテスキューのいう基本法という概念を軸にしてその意味するところをあまりかにしている。基本法とは王の権限を制限するためのものであったが、それは専制制への傾斜を妨げるエレメントとして要求されたものであるにしても、その実、本質的に



かなる領域からもその理由をかりることをやめなければならぬ」。科学に自らの法をおしつけようとする神学や道徳が排されるのである。たとえばアルチュセールは「法は……事物の本性に由来する必然的關係である」（『法の精神』第一編第一章）というモンテスキューの言葉をめぐって、法がもはや観念的な命令ではなくて、諸現象に内在する一つの關係であることを指摘している。法は種々の事実そのものから、いかなる先入観もなしに探究と比較によって模索されつつ見いだされるのである。これらことは、法が人間によって作られる以前に存在するということを指示する。いかなれば、無意識の意識ともいわれるべきこの法を科学的意識によってただしたところこそ、近代の政治科学の意識的先駆者としてのモンテスキューがあるというのである。しかも政治科学がかかるものであるかぎり、それはイデオロギーを否定する科学、すなわち批判としての科学である

は貴族と僧侶の制度を固定せんとするものにはかならなかつたというのがそれである。

この場合、君主制の原理である名譽に ついての分析は徹底して構造主義的である。たとえばわれわれを「名譽」とは無意識的に生産された理性である」という言葉に見ることができ、いかなれば、だれも知らないうちに均衡がたもたれるということ、すなわち人間の背後で人間をもて遊ぶ理性が問題なのである。かくてモンテスキューは政治的無意識のなから、自らの好む無意識（君主制）

わけで、アルチュセールがこのモンテスキューの立場を新理論として称揚するのはそのためである。

たとえば共和制の原理を徳、民主制の原理を名譽、専制制の原理を恐怖と見るモンテスキューの見解を、アルチュセールは純粹モデルとしての全体性、つまり政体の本性と原理との全体性とするのであるが、それは『法の精神』を本性と原理というエレメントによって統一的に解釈することを意味する。「モンテスキューとともに一つの理念であった全体性は諸事実を説明するように定められた一つの科学的仮説になる」といわれているのがそれである。この立場が国家を構造としてとらえるものであり、歴史が一つの構造をもっているという信念に裏打ちされたものであることはいままでもない。

かくてアルチュセールは「モンテスキューはマルクス以前に歴史に目的を付与することなしに……歴史の考察を企てた最初の人物である」という。とはいえアルチュセールを選んだことになる。

いま一つ興味を覚えるのは、モンテスキューの有名な三権分立の理論が、まったく存在しなかつたという理論である。アルチュセールは司法権が無にひとしいというモンテスキューの言葉から、当時の三つの権力機構として、王、上院（貴族）、下院（人民）をあげている。

そして「権力の配分は誰の利益のために行なわれるのか」という問いを提出する。アルチュセールによれば、そこにおいて絶対的に排除されなければならないのはつぎの二つである。つまり一つは立法権（貴族、人民）による執行権（王）の侵害であり、いま一つは王による司法権の掌握であった。なぜなら前者は王に人民の専制政治への、後者は君主の専制政治への転落が必至であるからである。そして貴族が上院における公認の政治的勢力として、王からも人民からも保護されるという二つの顕著なる利益を獲得するという実情が暴露される。しかも

没落途上にあつたこの貴族階級の承継の保証は、人民の革命から保護されるという王のための保証でもあつたといふのだ。このように三権分立が神話しかなかつたことの証明は、党派的人間としてのモンテスキューの立場をあらわかにする。われわれはこのような説明を行なうアルチュセールの基本的姿勢が、いわゆる構造論的方法にあることを見できたが、アルチュセールの言葉をかりると具体的にそれは「表面的な事柄と根本的な構造や対立関係を区別し、外在的な運動と現実的な運動を区別するために、少なくとも一科学の基礎的な原理が必要である」ということに帰着する。

第二論文はルソーの『社会契約論』、とくに第一篇第六章をめぐって展開される。ここではテキスト自体に存するそれが解明のためのモメントとなる。第一のずればルソーの契約が個と共同体とのあいだで交わされていること、つまり孤立した個人と共同体の形における個人との

あいだに交わされていることから生ずる。なぜなら契約の一方の項である共同体はその契約以前には存在しないからである。ここからアルチュセールは、ルソーの社会契約が契約といわれるようなものではなく、可能的契約の一方の受取人として共同体を制定する行為でしかなく、たと結論する。しかもアルチュセールはルソーがこのずれを意識的に隠蔽しているという。ずれとその否定、およびそこに存在する必然の性格を見とることによつて、ルソーの立場の構造主義的解釈が行なわれるのである。

さて相互的交換という古典的契約になぞらえると、ルソーの契約は全面的譲渡をあらゆる交換のア priori な条件として指定するものであつたことが知られるが、このことはルソーの共同体にあるが、現実の個人ではなくて道徳的全体、主個人の譲渡によつて構成された道徳的人格が問題であつたことを示している。ところで、アルチュセールはこの全面譲渡



問題が特殊利害が一般利害の基礎として示されると同時に、その反対物として示されるころにあることを指摘する。もつともこのずれば、特殊利害が個々人のそれとグループのそれと同義的に使われていることに由来する。特殊利害が一般利害の障害であるということは、社会的グループの特殊な利害が一般意志を不可能にするの意であるが、一方一般利害の基礎となる特殊利害は個々人のそれである。この矛盾をふまえたうえでアルチュセールはこれら一切が神話であるといふ。なぜなら、現実一般利害も個々人

の特殊利害も人間集団から切り離されてはありえないからである。

このように見てくると、一般意志は現実になぞぐわなないまま、たく無力なものにすぎないことになる。ルソーの理論が現実とのかかわりにおいてもたざるをえないずれが明確にされるのである。そのことは「社会的諸集団の利害の存在という動かしえない現象」に直向しながら、なおもルソーの哲学がイデオロギー的政治哲学としてありうるためには、この第三のずれを無視せざるをえなかつたことを示している。

という逆説から一つの交換が生まれるところからそれが有利な交換のための自己制限にはならなかつたことをあらわかにする。すなわち契約の相互性が全面的な譲渡によつて生みだされた絶対的な平等に基づくこと、そしてそれに内実をあたえているのがほかならぬ個人利害の働きかけであるといふのである。第一のずれの段階で追放された有利な交換という概念がここに再現するわけであるが、全体の譲渡とこの有利な交換とのあいだにアルチュセールは第二のずれを見る。

第三のずればルソーの有名な命題である一般意志にかかわる。一般意志とは法の一般性を意味し、具体的に特殊意志を排除することを意味する。一方、一般意志はその対象である一般利害が存在するゆえにのみ存在する。社会は共通の利害によつて治められなければならないからである。したがつて△徒党▽とか△部分の団体▽が存在すれば一般意志は不可能になる。ところでアルチュセールは、

第四のずれが生まれるのはここにおいてである。前述のように一般意志を存在せしめるためには、特殊な集団の有害な影響を排して個人の意識の純粋性を守らねばならないが、そのためには道徳的政治的イデオロギーの助けが必要である。もちろんそれとともに、この有害な集団を攻撃することが必要となるが、アルチュセールはそれが経済的現実における退行(既存の経済的諸結果の没入)にはかならないことを見抜く。これは現存する事物の力に逆らうことを意味する故に、この経済改革の遂行のためにはまたもや道徳的教説、イデオロギー的行動が必要になる。一般意志が結局は現実と逆らうイデオロギーでしかなかつたことがあきらかにされるのである。かくしてアルチュセールは『社会契約論』がおどろくべき△挫折▽であつたと結論づける。

このように構造論的方法を駆使したアルチュセールの分析は、マルクスにさきだつ二人の社会的思想家であるモンテス

キユーとルソーをめぐって、よくに現代においては少なからず神話化されてい  
る。三權分立Vと八社会契約Vの理論の実  
態を暴露するのである。

第三論文「マルクスのヘーゲルに対す  
る關係」は、ヘーゲル弁証法の転倒をめぐ  
って、それがたんなる転倒ではなく脱  
神秘化であったというアルチュセール自  
身の見解を構造的に実証したものである  
。われわれは前述の二論文において、  
アルチュセールがその神秘的ヴェールを  
見事に取り去ったのを見てきたが、ここ  
では脱神秘化するのマルクス自身であ  
る。ヘーゲルの転倒Vということにか  
んしては、アルチュセールはすでに「謎  
るマルクス」においてすぐれた分析を行  
なっている。同書についてはかつて本書  
評註上で紹介したことがあるが(一九七  
一・一〇・第一七号)そこにおいてわ  
たしはヘーゲル哲学のたんなる転倒V  
ということがヘーゲルと同じ問題意識に  
とらわれるにすぎないということから、

セールの言葉はまさにこのことを示すも  
のである。ところで主体のない過程とは  
ヘーゲルの歴史が人間の歴史ではなくて  
精神の歴史であったということによる。  
というのはこの精神の歴史から目的論を  
表現するものを抽象すれば、主体のない  
過程というカテゴリーを手にすることが  
できるからである。アルチュセールはそ  
れが「マルクスをヘーゲルに結びつける  
最高の理論的負債である」と断言してい  
る。いうなれば、目的論のなかにこそ、  
ヘーゲルの真の主体がかくされているの  
、それさえ取り除けば主体のない過程とい  
うカテゴリーが残るわけであって、それ  
こそヘーゲル弁証法の変革の意味するも  
のであったというのである。

ところで主体のない過程とは二重の意  
味でマルクス主義的である。一つは過程  
という概念が科学的であるからであり、  
いま一つは主体という概念がすぐれてイ  
デオロギイ的であるからである。いうま  
でもなく、アルチュセールにとって、そ

アルチュセールの方法論がイデオロギイ  
の歴史についての観念論的な理解から生  
ずる幻想を排するのみでなく、若いマル  
クスのテキストの印象にひきまづられるこ  
となく、またマルクス自身の自意識にも  
とらわれることなく、現実の歴史につい  
て語ることに、すなわちマルクスの歩ん  
だ道Vそれ自体を問題にすることをめざ  
すものであったことを指摘しておいた。  
このことはマルクスがヘーゲルのイデオ  
ロギイをただたんにアウフヘーベンする  
ことによって科学的立場に到達したのだ  
はないということを示すが、この論文  
で試みられているのはそのより具体的  
な解明である。

アルチュセールの言をまづまでもなく、  
マルクスはヘーゲル弁証法を変革したの  
であるが、弁証法の観念はヘーゲルに負  
っている。ところで弁証法はレーニンも  
指摘しているように、「もともと批判的革  
命的である。しかるにヘーゲルの弁証法  
は絶対精神という最終目的への過程であ  
るといふわけだ。

もちろんアルチュセールは最後に歴史  
の過程の諸条件はいかなるものかと問う  
ことによって、ヘーゲルにまったく依拠  
しないマルクス独自の過程である生産関  
係やその他の関係(政治的・イデオロギ  
イ的)の所在を指摘することを怠らな  
い。しかもアルチュセールはこの到達点  
、まさにマルクス哲学研究の出発点であ  
ることを自覚している。構造主義的方法  
はその突破口を切り開く役割りをになう  
わけである。その意味で「外見的には哲  
学はもともと意識的論述であるが、実際  
には無意識的論述である」という言葉は  
きわめて含蓄あるものである。なぜなら  
それは無意識的論述こそが哲学の真態を  
示すということを示すとともに、こ

るゆえに目的論的であるといわれねばな  
らぬ。とはいえずアルチュセールはヘ  
ーゲル弁証法が同時に合理的核心を含ん  
でいるという。それはマルクスが初期に  
おけるフョイエルバッハの影響を脱して  
むしろヘーゲルの過程としての歴史、あ  
るいは主体のない過程という概念を決定  
的に継承するものであったということだ  
である。アルチュセールは後期マルクスと  
若いマルクスとのあいだに認識論的断絶  
を見るのであるが、その決定的モメント  
がフョイエルバッハとの断絶に見られる  
のである。

アルチュセールによると、フョイエル  
バッハの影響のもとにあった若いマルク  
スの立場は理論的人間主義といわれるべ  
きものであった。そしてこの立場のアウ  
フヘーベンがヘーゲル弁証法の合理的核  
心の直接的継承であったのである。  
「マルクスが過程というこの決定的な哲  
学的カテゴリーをヘーゲルに負っている  
のは反論の余地はない」といふアルチュ

の無意識の層における法則をとりだす構  
造主義的方法の有効性をあまりなく示し  
ていると思われるからである。

( 評者は関西大学文学部・助教 )  
わたなべ ひろゆき

△紀伊國屋書店・一五〇〇〇

森崎和江著 /

# 『闘いとエロス』

— 齊田利博氏の書評によせて —

## 矢里 泰代

神戸市立外国語大学生協が発行する書評誌「架橋」創刊号に、齊田利博という人が、森崎和江著『闘いとエロス』の書評を寄せていた。他大学の雑誌に載ったものの感想をこの『書評』誌に寄せるのは筋違いかも知れないが、そういう対話があっても良いのではないかと思ひ直して書いてみた。

七〇年のころ、その当時は未だ公事問題が戦間的に探り上げられる事もなく、佐藤首相が政権の座に存って安定した長期政権を守るようであったし、彼の団栗眼は日本人の日常生活を律する常識を監督していたのだった。だから、その常識の永久不変性を疑わせるような米中会談、大文士たちの連続自殺、文明への疑惑も連合赤軍事件、ニセ医者事件や日本兵生き残り、イギリスの長期ストや、ヨーロッパ諸国の政権交代やウォーターゲート事件もなかった。夏の水キケンや電力のムダ使いはやめましようというキャラ

ンペーンもなく、食料が足りなくなったりするはずがなく、アラカタブラと暗えなくともアラブは手に入り、未来学文に対する反感が少し位あったにしても文明は人間の未来を明るく彩るものであるという考えが広く行われていた。暴力は悪であり、民主議会制は善であるという常識があったればこそその命名である。所謂「過激派」の学生たちが健在の時代だった。そしてこの学生たちでさえ、パリケードの中では飢えている事が多かったとはいえ日常生活では食料に粗雑な態度で接し、電気は灯け放し、水道は出しっ放しにしたりした。日本全体は火桶瓶でアブラを、放水車で水を使い浪費生活にどっぷり浸っているかのようだった。

つい最近まで言われていた「流れを愛えよう」「発想の転換」「シラケタ世代」などなど、どのような名前をかかせるのも、これらの考え方に共通しているのは「浪費」と称される生活様式を否定するばかりでなく、七〇年の頃の生活総体

を否定してしまう方向に存る事だろう。それはある側面からすれば時代の流れともいうべきものであり、現在の時代精神というもののなにかも知れないが、その反面では、佐藤事件が政権担当者であった時代に隆盛していたものは、何処に押しやられるべきなのか、にも思ひをはせるべきだろう。

齊田利博氏は、谷川雁「母親運動への直言」の受け売りではあるが、森崎和江氏らの『無名通信』を紹介したすぐ後に続けて引用している。(多様な体験を集めて、「こうした女の内部をつきつめていくことで、女たちも組合運動をするという。それなのに組織力を強めるといふことばかりに流れて、そのことと日常心理がからみ合っていない。ですから組合運動している女たちは、一般の女たちよりたよびがある。まるで男の世界へいったみたいだ」(闘いとエロス)九四頁。頁数を示す場合は以下同じ)そして、この大長氏の発言は重要な問題を示唆して

いる、と指摘している。齊田氏の言う重要さとは、政治的な組織の内部で、「女官僚が輩出し、女達から浮きあふ」って女官僚は無性化されてしまう。それをさせるのは男であり、男は己が性を「思想化せずとも世界へ国家へと登段できる」のに対し、「女であることの自性を直視せねば」それが不可能である女は「女であること」を思想化「する他はなく、「男とは別の坑道を掘りつつけるしかない」という意味において重要なのである。

だが、確かに「重要な問題を示唆」しているこの言葉は、森崎氏らにとってはもう少し汎い言葉のように私に私と思えるのだ。同じ座談会で「女らしさがないといわれると、炭婦会のものもひくくとする。でね、私は葉をにやして、そんなに女らしいということが気になるなら、私一向にあんたらのいうのを女らしいと思わんけど、こうしようじゃないの、と

ずに、「バイリライ、バイリライ」と吹きなさい。つづいて私が「ワッショイ」でございます」というから皆一緒に「ワッショイ、でございます」とつづけるという。そういつた。あんたたちが女らしいというのとはこんな形式よ。満足でしょうね。つくづく情けない。私はどうちゃんとみせかけてくって本当に一緒にいたいとおもう。女は、それをのぞんでいる」(九六頁)という土津川氏の発言にも注目してもらいたい。「自意識」を持った「女官僚」の吐く言葉は自らの思想を体現した言葉ではなく、男の世界で通用する男の論理を具した言語だったのであり、逆の立場にある女は終助詞の多用を含む「ざあます」言語を用いて、

極端から逆の極端に走っているのだ。男の世界に歩み寄り、性の中立化に踏み出す女が、「ざあます」言語圏に踏み入って孤立するか、このいずれの場合にも共通して、対関係の交通を保障する様な言語を拒否している。「無名通信」には「私

はとうちゃんときみせかけてなくて……私  
はそれをのぞんでいる」と書かれてあつ  
たのだ。森崎和江氏の「無名通信」は、  
対関係の回路を求めた「女性意識の発働  
作業」のために出されたものではなかつた  
ろうか。つまりこの回路は「男とは別の  
抗道」を掘るのはなく男と同じ抗道を  
別の方法で掘るのだから採り当てられる  
のではないのか。

再び齊田氏と同じ処を引用しよう。齊  
田氏は「女が家庭に閉じこめられている  
存在から労働すること、外界に関わるこ  
とに過大の意味付与がなされ、資本の労  
働力不足と、家庭の困窮が相乗され……  
女は労働と家事労働を担うため、家庭に  
自己に分裂を引きおこす。森崎はそれに  
触れて」として次の引用を示している。

「この無音地帯の認識如何によって婦  
人運動は女と合う存在と社会変革運動と  
を根本から統合すると思われるのですが  
今のところその労働力再生産へかけられ  
たエネルギーを社会的な労働にとってか

わらせることで解決されんとしているか  
のようです。しかし女の労働力が買ひ占  
められる反面、家族制度は形態を変貌さ  
せつつより強固になっていて、その内側  
で生みつがれている労働力再生産にかか  
わる女の意識のブルスマイナスは、あい  
かわらず社会的に普遍化されずに残るこ  
とになります。この方向線上で進歩運  
動を行なう男性労働者と意識を共にする  
のは危険です。その共闘は錯覚にすぎず、  
結果的にはプロレタリアートの思想形成  
の發原をおさえてしまいます。反体制運  
動は潜在する部分の顕在化運動でもあり  
ます。私たちはかたんに顕在化しえる  
とどろでたたかうことを拒否し、ように  
に社会化化したい生活のうめきを、無鉄  
砲に投げだしていきましょう」(九二頁)

少し長い引用だが、それだけに主張内  
容を理解しやすともいえる。森崎和江  
氏が基点にしているのは、女の意識母体  
である「家族関係内における諸労働」、  
具体的にいえば、炊事洗濯掃除や性行為

育児その他、労働力再生産のための諸行  
為が未だ思想化されずにある、というこ  
の一点なのだ。だからこそ「無鉄砲に」  
「生活のうめき」をさらけ出して行くこ  
とに意義があると言える。それこそが安  
易な男への歩み寄りという性の中立化や、  
女から同じことを「さあまず」言  
語圏に屹立することを拒否して女と男の  
回路を定める確かな途であるように見え  
るからだ。まことに、「頑張りなう」(一  
〇三頁)は、つきあがる空に/くろがね  
の男てがしがあがる/燃えあがる女のこ  
ぶしがあがる/、ではなく、/燃えつくす  
女てがしがあがる/、であるべきであり、  
まさに「たたかいはここから」なのだ。

齊田氏はその長い引用に論評して、七  
〇年前後、新左翼内部に「女性問題」が  
起きた時、幹部が坊主横槍でしか対しえ  
なかったとし、さらにそこには「女性  
集団として、男を徹底的に排除した形で、  
自らが自らの解放の思想を生みだし、実  
践する」という前提があった」と述べてい

る。森崎氏には「さらし出す」という方  
法がある。方法は実は思想なのであり、  
思想とは行為そのもの、つまり生きさま  
の事だ。森崎氏は「無鉄砲」に生きさま  
をさらけ出して自分の思想を主張してい  
る。しかもその思想は男との回路を求め  
た優しさに溢れている。男の存在を認め  
た行為、齊田氏の言葉でいえば実践があ  
る。この点が齊田氏と違っているのでは  
ないか、と私には思えるのだ。「女性集  
団として」「男を徹底的に排除」するの  
では「さあまず」言語圏で、あるいは  
は井戸端共闘会議の勢力に依つても女  
解放は不可能ではないだろう。だが、「ゲ  
ット・バック」だ。女と男は切つてはな  
らぬものであり、切り離しては存在し得  
ぬものだ。Get back to where  
you once belong.

齊田氏が、もしも女であるのなら、こ  
の著書の読み方の一つとしてこの書評を  
読もうと思う。もし男であるのなら、イ  
ンポの編纂みたいな、どうとつつかぬ発

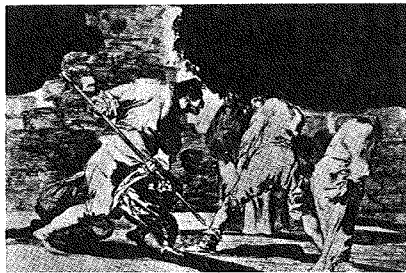


ありうるかしら？

言をせずに自らの立場を鮮明にしてもら  
いたいものだ。「七〇年前後」であれ、  
現在であれ、この事に関する状況は大き  
く変わっているとも思えない。先に引用し  
た森崎氏の言葉が六〇年に書かれたもの  
であり、今なお新鮮味を失なさらでない  
事を考え合わせればなおさらである。私  
は何も齊田氏が「ウーマン・リ」に「理  
解」を示しているから立場を明らかにせ  
よ、と言っているわけではない。先に述  
べたように思想とは行為なのであって、  
その思想を論評しようと思えば必然的に  
批評者の思想幅が問題になるのだが、こ  
の書評を見る限り、齊田氏の滲み出るも  
のが感じられないからなのだ。強いて読  
み取ろうとすれば「ヤマの人々」の一人  
が「きんごたる奴は、死ねっ」(三  
一二頁)と、咫尺に「かみかた、たり、齊  
田氏はこれを、抗たつが包丁を片手に、と  
紹介している。庄巻の部分だけに正確に  
紹介して欲しいものだ。あるいはその前  
夜に別の労働者がどなり込んで来て「き

さまら、労働者を食いもんにしたじやないか。ことばで労働者はだまぐらいたじやないか」、「ささまら虫のええとつばかりいいてさつて、いよいよとなりや、けつわるじゃんか」(三一四頁)と言つた時、齊田氏が「坑夫のつきつける列は、我々にもつきつけられている。言葉をしゃべる奴は死ぬ、これは何からの引用なのか教えてくれませんか?」という言葉の前に僕達は余りにも軽いな、と言う所だろう。「僕達」はそんなに軽いなものなのか? ここで齊田氏は容弁という男に好意的ではなさそう。死ぬ、話せばわかる——これはいかに生じよるい知識人の姿だし、問答無用、という言葉をつけ加えれば、まことにぶざまな語り草だろう。だがぶざまであるこの方が本当らしいのではないのか。恰好よく立ち回ろうとする助平根性を捨てれば「僕達は余りにも軽」いこともない、と私には思える。「幹部」が坊主懺悔した、と笑つておいて、またぞろ「僕達」は恰

好よく立ち回ろうとしているではないか。軽くないと思うからこそ、六〇年がそうであったように、「七〇年前後」は押しやられるべき場所を求めてこの今にカックン悪くアタックして生き恥をさらしている奴は……と言えるのは、押しやられた六〇年の室井であり、そうなりつつ「七〇年前後」であると私は思う。六〇年の森崎氏をもう少し先まで読んで欲しい。彼女は、対を原基にした自らの方法で、それを整理し、痛烈な反撃を加えている。「だましてはいないよ、自分をさらしただけだわ」「けつわる? いつ、わたしらがけつわった。室井が東京で重役になつたからって逃げたとも思うの?。他人の痛みを推量もできずに甘えなさんな」(三一四頁)。生身の自分をさらす方法は、つまり思想は存りつつつけているのだが、ある時代に一つの波が過ぎた後では、それが思想として理解されないものであるらしい。



怒りの姿

(筆者は関西大学大学院・修士課程  
ゆざと ゆすよ)

## 協同組合論確立に向けての試論

★川崎 聡

### I 生協設立闘争

A 一九五八年—一九六〇年  
— 学生生活対策委員会運動 —

第二次世界帝国主義戦争を敗北で迎えた日本帝国主義は、敗戦によって解体された天皇制国家権力を、新たな形で再編することが急務の課題とされた。

故に日本帝国主義は、いわゆる戦後復讐論

程で、第一に、農民に対する食糧制度を徹底することにより、彼等を同盟軍にし、第二に、民同等の労働組合を全国的に波及させることにより、労働者人民を帝国主義労働運動に屈服させ、第三に、アメリカ型民主主義を導入し徹底することによって、ブルジョア専制支配の確立を成し遂げたのである。

かかる戦後復活過程は、一方で、独占資本の設備投資・合理化投資により、生

産力を拡大し、財政投資という名の下において、新植民地的市場を創出することによって、日本資本主義の景気を維持し、発展させたが、他方で、通貨量の膨張を恣意的に引き起こし、独占企業—中小企業の生産性の格差化にともなう賃金格差によって、日本資本主義特有のインフレを巻き起したのである。

かかる中で、大学・学園に通う学生は、日本帝国主義により、日本資本主義の高

度成長を担う中堅技術者としての賃金奴隷を強要され、その様なものとして、全国的に私立大学の増設と大学の大衆化が除々に推進められたのである。

もちろん、そうであるがゆえに、大学・学園の教育環境設備、福利厚生施設が不充分のままであったれば、福利厚生施設が充実していたとすれば、大学理事会と一般業者との一体の下で、学生からの高利権の最大追求として行われていたはずであり、現にそうであったのである。この様な私立大学の教育設備・福利厚生施設の貧困は、わが大阪工業大学においてもけつて例外ではなく、それは徹底したものであった。

かかる教育環境設備・福利厚生施設の徹底した貧困という条件の中で、わが大阪工業大学では、一九五八年、①「学生生活の安定向上」②「よりよき学生生活の向上」というスローガンのもと、学生生活対策委員会が生まれ、学生会執行委員会も厚生局の活動として生協設立闘争の

闘いの幕が、教育環境設備充実運動の一端を担い、切つて落されたのである。同年九月、学生会第二階に食堂喫茶部が富業を始め、同年一月には、工大生協設立総会が行われ、「大学理事会の無理解・無方針から全大学生の生活を守り、楽しい大学生活のために努力していく」(七〇年度版・生協案内)ことを確認したのである。

そして、学生会第二階では、すぐに、収容人員・回転率が限界に達し、経営困難という新しい局面を迎え、それにもない大学理事会に、生協設立を公認した学生が利用できる食堂建設を要求したのであるが、大学理事会は、一方で、「生協設立もよぶかでない」と甘言をふりまき、他方で、「時期尚早」、「経営的に不安」、「一部左翼学生による赤の運動」という理由をデッチ上げ、生協設立闘争の大家の高橋を断つ・圧殺したのである。かかる大学理事会の生協設立闘争圧殺の前に、独立した生協こそは、実現でき

なかったが、出発当初の意志を貫くものとして、文字通り、学生生活対策委員会が強化され、以後一〇余年にわたる生協設立闘争を担う基礎が強固に確立されたのである。

#### B 一九六一年～一九六五年 ——生協設立準備委員会の発足——

この生協設立闘争敗北の辛酸の教訓を踏まえ、①「食堂喫茶部の充実拡大を図ること」、②「理事会に生協を認めさせること」を全学的な闘いの獲得目標に掲げ、一九六〇年九月、第一部大学・短大の全学生の組合加入を決定すると同時に大学理事会に対する徹底した大衆的闘いを組織し、同年二月八日、教授会をして、「生活協同組合は、他大学・大多数において実施されており、学生及び教職員の福利厚生のために設立されること」が好ましい。教授会としての基本的態度は、大学においては、福利厚生面も充実

し安心して勉学に専念できる場所をつくるべきであると考えた。そのため教授会は、厚生施設の一環として生活協同組合実現に努める」と言わしめ、続けて、同年二月五日、理事会をして、「生活協同組合について、他大学の設置状況も調査し、又、教授会も学生及び教職員福利のために設置してほしいという要望があるので、その趣旨に賛成して、これが健全な発展を期するため理事会・教職員委員会と組合及び学生の五者からなる設立準備委員会を設けて、検討を行い、その実現に努力することに決定している」と、理事長告示で宣言させたのである。

かかる理事会の告示に沿って、生協設立準備委員会が発足し、各分野にわたる調査・研究が開始されていくのであるが、この大衆的な生協設立闘争に恐怖した大学理事会は、一九六一年、一部右翼学生集団を煽動し、いわゆる「学生会クワター」を起こして、学生会執行部と学友とを分断させ、生協設立準備委員会活動

を二年間もの間、中断させたのである。かかる学生会執行部に対する攻撃は、それ以降も強化され、一九六二年に至っては、六〇年二月の理事長告示を否定さえしてきたのである。この様な理事会の徹底した分断工作の中にあつて、一部右翼学生集団による学生生活対策委員会活動の膨大な赤字を、全学友の不退転の団結と協力により黒字に転化させ、体育館完成と同時に、一階の食堂建設に一般生が導入されることを断固拒否し、学生生活対策委員会による食堂設置を要求したのであった。

だがしかし、大学理事会・教授会は、この要求を拒み、「六カ月間の暫定期間を設けて、試験的に運営し、その結果、赤字にならない場合、生活対策委員会による運営を検討する」という条件を提出し、現在の厚生会の前身である学園食堂を開設し、大学理事会・教授会・学生代表各々六名による学園食堂運営委員会を発足させ、その後、学園食堂が黒字続き

#### C 一九六六年～一九六七年 ——生協検討委員会の発足と活動——

一九六五年前期闘争の過程で、われわれは、「学園食堂は、生協化しないかぎり、真に利用者本位の運営は不可能である」という立場に立脚し、学園食堂の生協化を中心課題に据え、生協設立闘争を担い抜いたのである。

それは、学長をして、諮問機関に生協検討委員会を発足せしめ、われわれ学生代表と大学当局との協議の場を実現させたのであるが、大学理事会の居直りの前に、崩壊を余儀なくされ、また、大学理事会の学園食堂の値段維持という名目のもとに、食事の質の低下が行われ、文字通り、食堂運営上の矛盾は、われわれ学





生に転嫁させられたのである。

ゆえに、われわれは、①学園食堂の運営の中に大胆に入り、②一時退退を余儀なくされた生活対策委員が購買部の供給を増大させることを当面の課題とし、その闘いの末、六五年末の生協検討委員

会の結論である「学園食堂は生協化しても現状よりよくならない」という認識を逆転させたのである。

だがしかし、かかる学内世論の逆転の中であって、教授会は、新たな生協検討委員会を設置することを画策し、この教

的高揚をもたらさなかつたという弱点をもちながらも、教授会の生協検討委員をして、「最早、生協は、検討の時期ではなく、設立実務の緒につくべきである」との結論を引き出させ、その直後に退出された教授会生協検討委員とわれわれ学生は、夏休みを過ぎて、生協定款の検討に実践的に突入り、右余曲折を経ながらも、同年一〇月までに、教授会も認めざるを得ない定款案を完成したのである。

かかる定款案の完成を期にして、われわれ学生会生協設立準備委員会は、生協設立実行委員会という名の下部別働隊の活動を展開していた。II部学友に呼びかけ、数名の教職員との協力を得て、同年一二月二六日に生協設立発起人会を発足させ、生協設立を今一步のところまでこぎつけたのであった。

一九六八年、生協設立発起人会は、ただちに、事業計画等の作成の仕事を一方で推し進め、他方で、大学理事会に「購買施設五〇坪の新設、喫茶施設の整備に

教授会の居直りにスト権確立で追撃するわれわれの闘いを、学生大会の流血策動を徹底して行うことによって乗り切らんとしたのである。

かかる教授会の居直りは、この闘いを担い抜いた学友の内に、大学当局への怒りとして、蓄積され、六八年生協設立闘争の中で、大爆発するのであるが……。

#### D 一九六七年～一九六八年 ——生協設立闘争——

六七年の生協設立闘争は、「此処数年來、工大理事会の経営主義的膨張政策により、教育環境が極めて劣悪な状態に追いやられており、学生不在・教職員不在の大学が現出されているから」（生協案内、七〇年度版）、一般的な工大の学習環境の劣悪な状態を訴えることを基軸にし、総合学生会館建設要求・生協設立要求というスローガンにまとめられて開始された。この前期の闘争は、充分な大衆

直りを打ち破るべく、同年六月二七・二八日の全学ストライキが全学友の手によって担い抜かれたのである。

この二日間の全学ストライキは、II部学友の不参加という不利な条件を内部に孕みながらも、I部学友の多数の結束と統制あるストライキ参加により、堅いバリケードにより貫徹されたのであった。

かかる二日間わたる全学ストライキと第二波ストライキ突入の決議が学生大会で可決したことに恐怖した大学理事会は、夏休み繰上げで、この闘いの收拾を画し、夏期休暇を通じた生協設立発起人会との会談で、グリーン・ハウス買取という施設保証をもつて、生協設立をわれわれ学友の前に承認したのである。

これ以後、生協設立発起人会の仕事は、生協発起事務に移され、同年一月一〇日、生協創立総会が、生活協同組合の発足が、千名近い学友の中で大衆的に確認され、その設立闘争の幕を閉じたのであった。

一九六九年四月、生活協同組合は、その勇姿を、現在の位置に現わしたのである。

### 〈補注〉

生協設立闘争の基軸になった教育環境設備充実運動の政治的・組織的総括については、別稿で明らかにしたい。

## II 黎史論文(七一年四月)に現われた生協設立以後の問題点

一〇年間という長い歲月とわが先輩諸氏の苦闘により、六九年四月発足を見た工大生協は、われわれ生協を守り発展させる者に、新たな問題を提起した。

それは、いかにして、生協を守り発展させていくのかという立場を、われわれに問うたのであり、協同組合論の確立を要請したのである。協同組合の確立に応えようとして、一九七〇年四月に提出されたのが、「生協とは何か」(生協案

内七〇年度)という論文である。この論文は、ロッチェアールの原則を引用しながら、生協の階級的意義を一般資本主義企業体と区別して次の様に主張した。

「生協そのものは、生活防衛体であると同時に、資本主義経済機構に対して闘う運動体でもある。流通過程において資本主義の根幹である商品経済に対する否定の立場が内包されている。

諸君が加入するこの生協は、今大阪工業大学内だけの生協である。生協がこの様に、一学園、一職場、あるいは一地域のみとどまるならば、生協が運動体としての性格をもたず、企業経営体でしかなくなってしまう」とこの主張は、簡単に要約すれば、生協の階級的意義を、「資本主義経済機構に対して闘う運動体である」ことに求め、であるがゆえに、「一地域のみとどまるならば、生協が運動体としての性格をもたず企業経営体でしかなくなってしまう」ことに注意し、当面の方針を、「地域的

にとどまるのではなく」、「生協を全国の組織に拡大しなければならない」として任務を明らかにしたものである。

だがしかし、かかる主張は、七〇年初頭より、「禁止事項」の制定、機動隊の常駐化体制での、軽食喫茶の増設拒否から始まり、水光熱費大企業全面負担、学園食堂の生協移管の確約破壊、「生協は、全闘案のアジトであり、公然と大学当局に対する攻撃活動を行っている」という理由を頂点にした大学理事会の徹底した生協解体攻撃の前には、いかにして、生協を守り発展させていくのかという実践の方針を提起せず、とにかく生協を全国の組織に発展させなければならないという以上のものではなく、この攻撃の前に屈服を余儀なくさせられたのである。

この様な大学理事会の生協解体攻撃と、七〇年生協把握の限界の真只中において、この限界を突破し、生協解体攻撃を打ち破らんとして提出されたのが、「不屈不拔の闘う生協を自指し、力強く前進しよ

う」(黎史七一年四月)と銘打つ論文であった。

この論文は、まず第一に、「生協とは何か」で主張された生協の階級的意義が、「資本主義経済機構に対する運動体である」という見解が正しいのか否かという点から出発し、第二に、それを解明するために、資本主義の原生的運動は何かとすることにふれ、第三に、労働組合と協同組合の違いを明らかにし、もって、協同組合は、労働組合と違って、階級闘争の前衛ではなく、後衛だという結論を導き出し、生協の階級的意義を確認するという構成で成り立っている。

この論文の主張をかかえる三点にそって具体的にみていくことにしたい。

第一の「生協とは何か」で主張された生協の階級的意義が、「資本主義経済機構に対する運動体である」という見解については、その主張は、それ自体としては正しいのであるが、「一般資本主義企業」との区別はどの様にして行われるべ

きかという問題に執着し過ぎた結果、「一学園、一職場あるいは、一地域にのみとどめて」はならないと言っているのである。「もしそうならば生協は運動体としての性格をもたず、単なる企業経営体でしかなくなってしまうだろう」と。だがこれを言ふことによつて、せっかく言ってきたこと―「資本主義経済機構に対する運動体である」―を全部自分で御破算にしてしまったのである」と指摘しているのである。

そして、第二に、資本主義の原生的運動を明らかにし、自分自身で、自分の見解を御破算にしました根拠を、一般資本主義企業との区別がどの様にして行われるべきかという問題に執着し過ぎたことを求め、批判しているのである。

具体的に、ここでは、「資本論」(マルクス著)、「賃労働と資本」(マルクス・エンゲルス著)を引用し、資本主義の原生的運動を、「直接的生産過程と価値形成・価値増殖過程との統一」と労働力

再生産過程の区別」として把握し、「生活協同組合は、この労働力再生産過程に立脚している」のであり、「以上の様に生協把握の視座を固めるとすれば、消費は、労働力再生産過程において、労働力再生産のために行われる生活資料の購入と同じように労働者の「一つの行為をあらわすのである。だからこれらの消費であるとか、購入であるとかいう行為をもって、消費過程であるとか、購入過程だとか描き出すのは誤り」であり、何もかわらず、消費の行いを消費過程であるとして「消費者が前面に押し出される時」、「消費者」が、構成し担っている生活協同組合が、資本主義企業と対決できるようになる」のであり、「このような方法での「一般資本主義企業との区別は、先ほど述べてきた様に、まったく意味を失なうのである」と結論しているのである。

第三に、かかる作業を通して、労働組合と協同組合の違いの問題につきあたり、

労働組合は、直接的生産過程に立脚しているがゆえに、「資本と直接に闘争する組織」(レーニン、一九一〇年コペンハーゲンの大会で草案)であり、協同組合は、労働力再生産過程にのみこまれているがゆえに「資本と直接に闘争する組織」(同上)でなく、「いまは、これは資本におしひしがれた窒息させられた資金奴隷の組合である」(レーニン、一九〇五年)と結びことによって、「協同組合を階級闘争の後衛だ」という把握に終ってしまったのである。

だがしかし、この様にして、協同組合を階級闘争の後衛だということが、われわれ生協を守り発展させるものにとつて、どれほど意味を持っているのだろうか。まったく意味が無い。

というのは、このことを百回確認したところで、生協を守り発展させる者にとつて、実践的任務を与えないからである。

この論文の筆者は、大学当局―理事会の生協解体攻撃を目のあたりにし、闘う

生活協同組合論を導き出そうとしたのが、そもそも問題意識の出発であるにもかかわらず、資本主義の原生的運動に視点を定め、消費過程をとり出して、一般企業との区別をしてはならないとしたまでは良かったものの、労働力再生産過程と直接的生産過程を分離し、あたかも労働力再生産過程が資本の再生産増殖過程からのがれる様に把握したがゆえに、

「生活協同組合は、階級闘争の後衛だ」という結論に帰着し、最後には、「この闘争の中で、この規定を、全交友の後からいつてゆくことであるとか、他の組織に一切財任せしてしまうことだしは、理解してはならない」と読者をいましめ、いう次元まで低めてしまったのである。すなわち、この筆者が、誤ったのは、資本主義の原生的運動の聲明で行った直接的生産過程と労働力再生産過程とを区別し、直接的生産過程こそが、資本主義特有の強制労働の形態(賃金労働制度)

の典型であり、労働力再生産過程は、資本主義特有の賃金労働制度の過程から除外されているかの様に把握した点である。

もとより、直接的生産過程、労働力再生産過程全体を含めて、労働者は、資本再生産過程―資本増殖(蓄積)―にがんじがらめに縛りつけられ、資本主義特有の強制労働の形態を強要されているのであり、ゆえにこそ、資本家の側面富の集積と、労働者の側に貧困の集積が行われ、ここに至つて、階級対立の非和解性が生まれるのであり、その対立がますます激化し発展していくのである。

よつて、協同組合は、労働組合とは違つて、それ自身が「資本と直接に闘争する組織ではない」(レーニン)が、生産手段の所有をめぐる問題か、総資本国家権力をめぐるとして、独自の位置を持つのである。

#### △補注Ⅴ

ロッテティールの原則

- (1) 加入・脱退の自由
- (2) 一人一票制
- (3) 出資金の制限
- (4) 利用者に応ずる剰余金の分配
- (5) 教育活動の重視
- (6) 協同組合相互の連帯

### Ⅲ レーニン協同組合論の継承

歴史論文に現われた問題を整理することにより、生活協同組合の階級的意義が、生産手段の所有の問題を提し、総資本―国家権力をめぐるとして独自の位置を持つことにあることを明らかにしてきたが、レーニンの協同組合思想を学ぶことによつて、われわれの生活協同組合に関わる立場が正しいか否かを検討してみよう。以下長いがレーニンの論文を記載する。

「われわれは、消費組合がある意味では、社会主義の一片であることに同意する。第一に、社会主義社会とは、

消費のために生産を計画的に組織する一大消費組合である。

第二に、社会主義は、強固な多面的な労働運動なしには、実現できないが、消費組合は、かならずこれらの多くの側面の一つである。だがしかし、問題なのは、そんなところにあるのではない。権力がブルジョアジーの手の中に残っている間は、消費組合は、みじめな一片であつてならぬ重大な転換を保障せず、ならぬ決定的変化をもたらさず、ときには、変革のための真剣な闘争から撤退へせよとせよ。

消費組合で労働者が獲得する技能が、非常に有益であることは、争われない。だがこの技能を本格的にもちいるための活動舞台を創り出すことが出来るのは、プロレタリアートの権力の移行だけである。そのときには、消費組合組織は、剰余価値をも自由に処置できるようになるであらうが、いまは、この有益な施設が適用される範囲は賃金

の額が貧弱な状態となる運命をもっている。そのときには、これは、真に自由な労働者の消費組合となるであらう。いまは、これは、資本におしひしがれ窒息させられた資金奴隷の組合である。」(一九〇五年)

- (1) 「大会は次のことを認める。  
プロレタリア協同組合は、中間搾取をへらし、商品供給者のもとの労働条件に影響を与え、職員の状態を改善すること等々によつて、労働者階級がその状態を改善することを可能にする。

- (2) プロレタリア協同組合は、ストライキ・ロックアウト・迫害・その他のさいに援助を与えることによつて、大衆的な経済闘争と政治闘争において、ますます重要な意義を持つようになつていく。

- (3) プロレタリア協同組合は、それが労働者階級の大家を組織するときに、労働者階級に事業を自主的に運

営し消費を組織することをおしえ、将来の社会主義社会で経済生活の組織者の役割をはたせるように、この分野で労働者階級を訓練する。

〔4〕 その収奪が社会主義の重要目標であるが、他方で次の事を認める。大会は他方で次の事を認める。

〔5〕 その収奪が社会主義の重要目標であるが、他方で次の事を認める。大会は他方で次の事を認める。

〔6〕 協同組合は、資本と直接に闘争する組織ではないのに社会問題を解決する手段であるかのような幻想を生みやすい、現に生み出している。

「協同組合は、それ自体では、決して階級的組織（例えば労働組合のような）ではなく協同組合の意義は、その問題を切り離して考えるならば、改良主義に転落する可能性を首段に持つことをいいます。」「協同組合は、それ自体として決して階級的組織（例えば、労働組合のような）ではなく、協同組合の意義は、それを利用する仕方によつてきまると強調して、「われわれは、消費組合がある意味で、社会主義の一片であることに同意する」と言い切り、一九一〇年の〔3〕の項で、「労働者階級の大家を組織するときは、労働者階級に事業を自主的に運営し消費を組織することをおしえ、将来の社会主義社会で、経済生活の組織者の役割をはたせるように、この分野で労働者階級を訓練する」として、協同組合の意義を、生産手段の所有の問題を提起すると唱えているのである。

そして、「社会主義社会は、強固な多面的な労働運動なしには実現できないが、消費組合は、これらの多くの側面の一つである」と言い切り、一九一〇年の〔1〕の項で、「中間搾取をへらし、商品供給者

れを利用する仕方によつてきまる。」

前半の一九一〇年の論文は、「プロレタリア独裁の時期が近づきつつあるときに、消費組合というスローガンを主要な位置におく日和見主義者が、徹底して改良主義に転落していることを暴露批判し、プロレタリアアリの政治権力の獲得というスローガンを主要な位置におかねばならないことを強調したものであり、後半の一九一〇年の論文は、コペンハーゲンの国際社会主義大会における協同組合問題会議に提出されたものである。この会議は、三つの主張から成り立つた。その一つが、ベルギー案で、これは協同組合をなにか自足的なもの、すなわち社会問題解決のためのある手段とみている人々に用心するよう、労働者に警告することからはじめられ、労働者が人民が自分の階級闘争の道具として協同組合を利用することを呼びかけたものである。他の一つは、フランス社会党多数派の主張

のもとでの労働条件に影響を与え、職員の状態を改善すること等々によつて、労働者階級が、その状態を改善することを可能にする」と言及し、さらに、〔2〕の項で、「その他のさいに援助を与えることによつて、大衆的な経済闘争と政治闘争においてますます重要な意義をもつようになっている」ことを明らかにすることによつて、労働者階級の肉体的・精神的腐滅を和らげ、階級闘争への参加をより可能にし、経済闘争・政治闘争に援助を与えることにより、協同組合が、総資本―国家権力をめぐる闘いとして独自の位置を持つことを唱えたのである。

この様にして、レーニンは、改良主義に転落することを常にいまいしめながら、協同組合を、総資本―国家権力をめぐる闘いとして位置づけなければならぬことを訴え、同時に、生産手段の問題を提起することを、われわれに教えているのである。かかる観点に立脚することこそ、協同組合思想におけるレーニン主義の秘

張で、協同組合をほめちぎり、これを社会改造の不可欠な要素までに、高めあげるといふものであり、さらに他の一つは、協同組合の意義は、それ自体では決して階級的組織ではなく、それを利用する仕方によつてきまると言い切り、協同組合の意義を強調し、プロレタリア協同組合に協力するよう社会主義政党に呼びかけ、協同組合の幻想にとらわれないようにいいます。協同組合内部の社会主義者が大衆に対して彼等の本当の任務、すなわち政治権力を獲得し、生産及び交換の手段を共同所有に転化するこゝろを説明するために結束するよう勧告したものである。

この三つの主張を整理するために、ロシア社会民主党代表団の草案が起草されたということが言及し、レーニンは、すでに明らかにされた通り、一九一〇年の〔4〕〔5〕〔6〕の項で、協同組合をそれ自体として、すなわち政治権力の獲得

承であることを、肝に命じておかなければならない。

〔補注〕

党と協同組合活動についての問題については、あらためて提起したい。

（筆者は大塚工業大学 かわさき さとし）

# 日中文化関係史の一面

——近世の中国と日本——

(XX)

増田 渉

## わたしの 研究ノートから

### 変身のドラマ

「太平天国」革命を取り扱った幕末の、わが国で出版された各種読物小説について、それぞれ簡略な考察を加えたが、読物小説のスタイルではなく、歴史考證(?)のスタイルをとるドラマチックな一大フィクションが、大正年代に試みられたことを、一種話として紹介しておきたい。やはり日中関係史を彩る一側面だと思われるからだ。

私の所蔵に「南京秘史」という四〇頁

あまりの小冊子がある。この「南京秘史」には、「所謂長髮賊の真相」と副題されている。「長髮賊」とはいうまでもなく「太平天国」集団をさすものだが、この小冊子の奥付には昭和十九年「大亜細亜建設社」発行とある。

序文によると、その前年の「大亜細亜」誌に掲載された史談社主人、井口寅次氏の発表したものの再録で、ほかにもう一篇、一九年の同誌に載ったという牧常春氏の「大塩平八郎論」が併載されている。その中味をみると、前に読んだことのある石崎東園氏の「大塩平八郎」(大正一〇年「中央史壇」、後に大正一三年、雄山閣「国史上疑問の人物」に収録)と同様のもので、それを大体そのまま抄録し、ただ文章を少し変えて柔かくし、考拠の引用文などを簡略にしただけのものだ。

大塩平八郎とその反乱事件については、早く明治四〇年代に歴史学者の幸田成友氏(「大阪市史」編纂主任をされた)が、

有力な諸史料(記録や書類の書名・出所は一々あげていないが)に拠って詳しく組織づけて研究したものが出版されている(昭和十七年、創元社版「大塩平八郎」がある。また森岡外氏にも「大塩平八郎萬載記録」という風説史料を主とする美濃版写本(舉行二十七枚という)を獲る、幸田氏の研究した「史実」で埋めて、幸田氏の研究した「史実」で埋めて、史伝小説「大塩平八郎」を大正の初年に書き、附録として「年譜」なども添えている(「萬外全集」第四巻)。

「南京秘史」の「真相」なるものは、前記の石崎東園氏が「大塩平八郎」に書いていることを「真相」として用いたわけ、幸田氏や鵜外氏などのものは「真相」として否定することになっている。

その「真相」なるものの骨子は、大塩平八郎と養子格之助は、事件後大阪を脱出し、天守に逃れ、そこからさらに長崎に行き、同地で清國の「上帝会」という反官軍団の幹部で、長崎に亡命していた周雲山なる者と知り合う。周雲山は後に

「太平天国」の指導者の一人となった馮雲山(南王)であって、彼に連れられて清國(福建)に渡る。そして「上帝会」の首領、朱九涛に代って、その首領の地位を譲られる。平八郎は格之助を「上帝会」の首領に据え、自分はそを背後から指揮したというのである。そこで格之助こそ、すなわち洪秀全その人である、というのである。

この考拠史料として引用するものは、怪しげな碑文とか、聞き書の風説、あるいは中国から伝えられた「太平天国」関係書の記事のいい加減な援用などで、すべて大胆不敵で粗暴な推測によつて議論をすすめ、「信じる」で結論づけるというものである。

これはしかし、大塩の崇拜者が大塩の人となりを尊敬し、その反乱軍兵の動機に賛同し、その挫折に深い同情を寄せて痛恨するあまりの心情に発想されたものと考えられる。大塩の反乱は「中斎(大

塩)が幕府の苛政(飢饉にあえぐ大阪庶民に何等の施策もしなかった)に反して反抗の旗をあげ、窮民の為に身を犠牲に供せしことを思えば、彼れは殆んど社会主義の人なるが如し、然れども彼れ固より今日の所謂社会主義の如き思想ありしにあらず、但々王(陽明)学の結果は一視同仁の平等主義となるの傾向なしとせず(中略)故に中斎が暴挙の如き自ら社会主義に合するものなしとせざるなりと大塩の思想を「洗心洞筆記」を中心に分析論評した井上哲次郎氏(明治三三年富山房「日本陽明学派之哲学」)は、「森岡外氏もその「大塩平八郎」附録のなかで「平八郎の思想は未だ醒覚せざる社会主義である」と規定づけている。このような大塩の反逆的動機が「太平天国」軍蜂起の動因とかなり共通するものがあることを認め、大塩の「太平天国」革命に大塩の思想と行為を再生させようとしたのであろう。あまりに脆く、わずか一日で敗滅挫折した大塩の反乱の

雄図(つ)を惜しみ、海を越えて実現させるという一大ドラマの演出である。

ただ大塩は飢饉窮民のために騒起し、無軍の官府や無慈悲の富豪に反抗し、掠奪し、放火したのだが、それは「救民」のための官府富豪への「抗議」の挙兵であって、政治的支配機構の中核権力を奪取するという「革命」ではなかった。その騒起の「激文」にも「我等一同、心中に天下國家を奪還いたし候意念より起し候事には更無之」といっていることでも知られる。これと反対に、洪秀全は「天下國家を奪還する」意念(こ)に事を起し、清朝支配の権力機構をもを打倒する民族主義的な政治革命を企図して行動し、農民軍を組織編制し、清朝國家軍と各地で死闘を展開し、独自の政権を確立し、凡そ一五年に亘って維持したので、騒起の主旨ははじめから両者はちがっていた。

というのは偽計で、実は蝦夷に渡り、さくらに大陸に渡ったという伝説記録は、古くからいろいろな人によって書かれたが、小谷部氏は一挙に義経をチングス汗として再生させた。この種の判官ペイキで、大塩平八郎もまた大陸に再生させられ、中国大陸の十五、六省を席捲する英雄になり、養子、格之助は「天主」の位につけられるという英雄変生譚に仕組まれた。読物小説作家などとは全く類を異にする次元の発想で歴史ドラマを演出したのである。私はこのことについて、先ごろ「変身の歴史ドラマ」と題する短いエッセイを或る雑誌に書いたが、いまだし具体的

### 大塩父子の自決焼死

大塩父子は、一旦は大和路に逃げようとしたが、警戒嚴軍を見て、道を河内方面

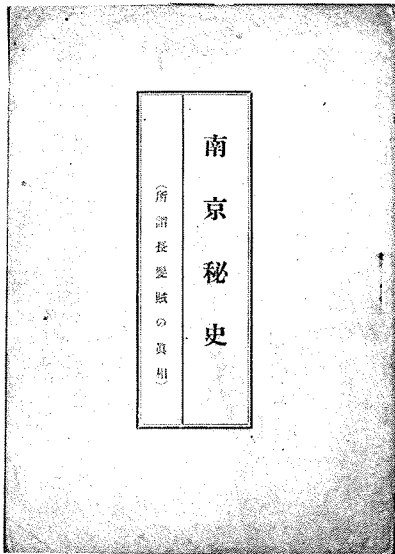
に転じ、再び大阪に舞い戻ったのは二四日の夜で、油掛町(今の靍下通という)の美吉屋五郎兵衛方に身を潜めた。五郎兵衛は手拭地の仕入職で(更紗屋とか紺染屋とするものもある)、多年大塩家へ出入りし、勝手向きの世話をしていた者であったが、突然たずねてきた楯形の大塩屋に匿まされた。後にそのことが露見し三月二十七日召取役人が美吉屋を襲ったとき、大塩は自ら室内に火をつけて自害し、格之助(彼は平八郎によって刺されたともいう)とともに火中に焼死体となって発見された——幸田氏の「大塩平八郎」にはこのように書かれている。井上哲次郎氏や森岡外氏の描く大塩父子の最後も同様である。

天保八年二月一九日の挙兵に失敗した大塩父子は、一旦は大和路に逃げようとしたが、警戒嚴軍を見て、道を河内方面

大塩事件は当時、大阪では大ショックであったことは想像されるが、この事件を記録(風説も織り交せて)した写本はいろいろ出たようだ。幸田氏は引用の文

塩平八郎伝(大正九年、大證閣)はなかなかの労作で、多くの引用書(風説も交える)や調書文件をあげてしらすべ、綿密な「年譜」式になっている。その最後のところという、「先生父子自禁説」と標記し、既ニシテ屋内轟然トシテ砲声

アリ、尋テ爆然火(ハ)室中ヨリ発ス、衆(ハ)火ヲ望ンデ惶惑惜ク所ヲ知ラズ、既ニシテ火消ユルニ及ンテ火中求メテ二人ノ死屍ヲ得タリ、之ヲ檢スルニ及ブ、乃チ僧ナリ、総身焼燼、面貌亦知ルベカラズ、二屍俯伏、懐中(ハ)往来通券ヲ



南京秘史表紙

リ天龍寺僧門、曰ク親永ト、雷門ヲ以テ先生トシ、親永ヲ異尚志格之助の初名ト爲シ、以テ天下ニ別ヘ先生父子共ニ獲ルルト爲ス。然モ人之ヲ信ズルナシ。或、通テ筑業ニ在リト云ヒ、又支那ニ遊ベリト云フ——石崎氏の大塩の「太平天国」指導説はここどころから発展されたもので、この「大塩平八郎伝」ではまた「太平天国」に関しては一語もふれるところはない。

私はとくに大塩事件を研究したわけではないが、ないが、たまたま眼にふれた写本、三部をいま所蔵する。一部は義経半載版の「浪花大塩騒動記」と題する小形本で、最後の跋に「天保十三年無神月上旬写之」とある。内容は大塩騒起のときの激文、出撃の陣容配置、放火焼失の被災町名、当時配布された一味の人相書や身元調書、幕府方の副札など、大たい史料的文件を集めたものである。

もう一部は美濃版一冊本で、表紙題簽には「浪花戸」とあるが、開巻の首めに「天保庚子(二年)冬十一月」の山田

成備(龍斎)の「大塩逆謀吏記序」(巻尾には「大塩騒乱小書」とある)がある。その序文によると、小倉正房という人が「頃日、逆賊大塩の事実を拾い集めて一帙と成す」といつている。序文の記年からみると、乱後三年自あたりのものである。

もう一部は美濃版三冊本で、題名は記されていないが、巻首には「丁酉(天保八年)初秋、浪花の寓居に於て白龍齋」の長文の自序が収録されている。大塩の乱は二月、父が自盡したのは三月二十七日というが、その年の七月に序文が書かれていたのだから、事件後、わずか四、五カ月のときに記録編集したものと思われる。「余、遊歴して此の浪花に在り、寓居閑暇なるまま其(大塩乱)始終(を)筆記、其実を参考す。前後拾巻、号して『天保乱記』と言ふ、云云」とあるが、拙稿のものはこの白龍の筆記に拠り、猶又、諸家の蔵書、老人の談話等を其原に書(き)載(せ)て入れた」というもの

を、「大塩父子と断定し、有無をいわせず熾打をかけて二僧を殺し、人相すもわからぬ焼死体を臍刑にしてこの事件を取り鎖めた」と「南泉秘史」の著者はいつている。

これは石崎東園氏が既にいつていることを、そのままそっくり(一部の文章までも)採ってきたものである。

### 迷宮入りと風説

大塩が挙兵したのは天保八年二月一日で、隠れ家の美吉屋五郎兵衛方を獲られて自決したのは三月二十七日である(隠外の年譜にもいう)。乱後一カ月以上も首謀者の踪跡が全く知られなかったわけだ。前記『浪花大塩騒動記』の「放火町名所」では、天満分が四十八カ町(村一カ所)、上町分が四十七カ町、北船場分が二十四カ町など、総町数は百一十八カ町に上り、また放火熾打にあった家数は三千六百十一軒、道数にして一万二千四百

で、別に参考史的なものも加えている。ただ拙稿の写本はただ祖本を抄写しただけのものらしく、巻別に分けられてはいない。また白龍なるものが序文どおり本当に浪花に寓居した遊歴者かどうかも怪しいと思う。

さて、前に引用した幸田氏の、大塩父子が美吉屋の隠家へ自ら火を放して自盡し焼死体で発見されたところだが、白龍の『天保乱記』では、

「平八郎も髪やけ爛れ、面体暈としれず倒れたりしに、懐中に往來の通り手形有り、是は如何して焼失(せ)ざるや引出し見たる(に)、天龍寺より出(で)し手形にて、雷門と有るは平八郎なるべし、観永とは格之助なるべし、兩人とも既に剃髪したる様子なり」となっている。また『大塩逆謀吏記』(『大塩騒乱小書』)の方でも、やや簡單だが、大体同じようなことが書かれている。

「平八郎はうつせに倒れば、懐九十軒、明貸家千六百六十八軒、納家二百二十三軒、火入土蔵四百五十五カ所などなっている。これだけの破壊を行った騒乱の首謀者が一カ月あまりたつても逮捕されず、行方さえ知れないというのだから、幕府方の大阪城代や町奉行の焦燥は大変で、血眼になって捜索に懸命であったことを当然である。それとともに巷間にはいろいろな風説が取沙汰されることになったのも当然である。

或は摩耶山に隠れていると伝えられて捜索に出たり、或は舟で竹間(日本海の孤島で隠岐島と朝鮮との中間にある)に渡り、朝鮮へ渡海したとか、或は切支丹の妖術を使って深山幽谷に蟄居し、氣を呑み込んでおるだろうとか、自殺したのを一味の者がひそかに埋めたのかも知れないというので、野山の施主の新しい新築をあびて改めるとか、遠園にも人を出して探索するとか、また高野山では昔から如何様な悪人でも一度山に入つたものは出さないと伝えられるからと隠

中に有し往來切手、其終焼(け)ず有よしかは取出し見るに、天龍寺いふ寺より出て、去(る)申年(天保七年)の年号月日にて、雷門といえるは平八郎なるべく、観永といえるは格之助なるべし、依て兩人剃髪の様子なり」

幸田氏も平八郎が、はじめ美吉屋をたずねたときのことを述べて「鼠色の本綿合羽に脇差を指した僧体の者兩人」といつているが、平八郎と格之助が大阪へ舞い戻ったときは剃髪していたことは諸記録に一致している。ただ幸田氏の「大塩平八郎」には書かれていないが、単なる風説として取上げなかったのだから、焼死体となった平八郎の懐中かを龍寺から出した往來手形があり、それに「雷門」「観永」を記されていたということからして、美吉屋五郎兵衛方を、ちょうどその時、止泊していたのは、実は雷門、観永という二人の旅僧であったの

密を入れたと探るとか、吉野山の奥の十津川二十四村は、昔、大塔宮へ味方して以来、今でも罪人がのがれて来るのを匿まうというから、その村が怪しいが容易にそこまで捕方を差し向けかねるなど、様々の詮議があり、風説があったことは前記『天保乱記』の記すとおりである。これらの風説や詮議があったことは、そっくり石崎東園氏の「大塩平八郎」にそのまま採り入れられ、そしていつている。

「大塩事件は忽々迷宮に入った。斯うなる大阪奉行所は幕府に対して殆んど無能の全部を暴露した計りか、市中は言ふに及ばず、近郊近在に至るまで風声鶴唳、根もなきことに、或は甲山に再挙せりとか、天満に襲来せりなど、国民は生業にも安心せず、市中の如き丸で無政府同様の有様で、大塩事件は永引けば永引くだけ奉行所の威信に關する場合となりし際、恰も大塩家出入の紺屋、阿波座の五郎兵衛方に怪

大塩逆謀實記序

治世礼を憐れ。恭赤子武を講  
め。智也。恭赤子武を救。治  
世礼を忘る。愚也。逆世奈  
俊。武を救。礼を忘。尸位素餐。其愚



大塩逆謀實記序 より

しきもの逗留せるといふを幸ひ、有  
無を言わず大塩父子と断定し、早速  
を捕拿するといふ名の下に隱居所を  
焼き、中にありし天龍寺の旅僧、雷門  
・永親(親永か?)の二人を焼殺し、  
大塩父子は全く是れなりとし、焼けが

らを渡り廻しの上、捨札を出して此  
事件を片付けたのであったが、之を信  
ずるものは一人もなく、大塩は必ず生  
て居るものと一般に信ぜられて居た。  
従つて亞米利加船に乗込んだともい  
い、又小笠原島に渡つたとも噂は消えな

石崎氏はしかし、大塩のヨーロッパ行  
を否定する奥未亡人(秋篠氏の宇女で明  
治三〇年頃まで生存という)からの聞き  
きなるものを紹介する。

「大塩等の探索も更紗屋五郎兵衛方  
に二人の僧侶を焼死して一段落を附(告  
白)けた。此の機会に大塩父子及秋篠  
等は一旦、九州に落ち、父(秋篠氏)  
が縁ななる天草の庄屋長岡行助とい  
ふ家に隠れ、又長崎の崇福寺にも寓し  
居たに、清国商人、周某と云ふ者と  
親しくなり、其の清国の旗、大塩等も  
之と共に支那の渡り、黄梁山に行きけ  
るが、是より数年立ちし後、最早帰国  
しても仔細なかるべしと云ふ事なりし  
が、大塩父子は帰朝の心無しといふ。  
因て三人だけ長崎に知りぬ。此の時大  
塩は欧州へ行くと話したるまで由」  
石崎氏はこの後へつづけて、「大塩先  
生の歐羅巴行きは是れ一時評判になつ  
たのであるけれども、実は欧州へは行か  
ないで支那内地に踏み止まつたのである」。

といひ、そして石崎氏は、崇福寺は明の  
覆滅によつて黄梁僧、超然が長崎に渡來  
して開いた寺であり、この崇福寺の僧の  
橋渡しで、大塩父子はまず福建の黄梁山  
に渡つたのだとする。

ついでに附記すると大塩父子が外園へ  
逃れたという風説は、単に大阪方面だけ  
の話ではなかつたようだ。例えば

川路聖謨は「遊藝園隨筆」(明治三九  
年、古川弘文館)「百家説林」稿寫中に収  
録)に、二月、四日に林大學頭から大塩  
反乱の話を書いたといひ、しかし「何程  
の事かあるべき」と別けしものと驚愕も  
していない。二六日に登城すると(當時  
川路は勘定吟味役)その日江戸城内へ大  
阪から飛脚で、取鎖め方、それそれ手配  
している旨を申して来たといひ、老中方  
は既に退出後であったが、その節、矢部  
駿河守(勘定奉行で、もと大阪西町奉行  
から既に大阪は落城したとか、堀伊賀守  
(西町奉行)は京都へ逃げたとか、跡部  
山被守(東町奉行)は百日筒(砲)に當

つたのであるが、此の間、大塩先生は  
肥前天草に逃れ、それから長崎に出て  
遂に商船に搭して支那(清国)へは亡  
命されたのである」  
なお、大塩がヨーロッパへ行つたとい  
う風説について、石崎氏は大阪城東の龍  
福寺に、明治三年一〇月に建てられた  
という秋篠昭忠の碑文(秋篠氏の女婿  
奥並継、号は夢地の書いたものといふ)  
を引用している。その中に、

「(前略)翁、諱は昭定(略)秋篠  
氏を旨す。大阪に居る。天保八年丁酉  
大塩平八郎乱を作す。翁は大塩と姻戚  
是を以て夙に其謀に与る。敗るるに及  
び、大塩父子及び其徒十二人と河内に  
遁れ、土窟中に窟る。自盡する者七人。  
乃ち海に浮び肥前天草に遁る。居るこ  
と幾余、更に清國に航入す。之を久し  
して大塩父子は跡を歐羅巴に避く。翁は  
其徒二人と長崎に還り、医を以て業と  
し、天草・島原の間を往来す。(下略)  
(原漢文)」

つて首が役應になつたとかいふ風説を聞  
いたが、川路は、

「平八郎者浪人もにて其上、白昼  
に自焼いたし取懸候にて最早大事之難  
「叛事は明(か)也」

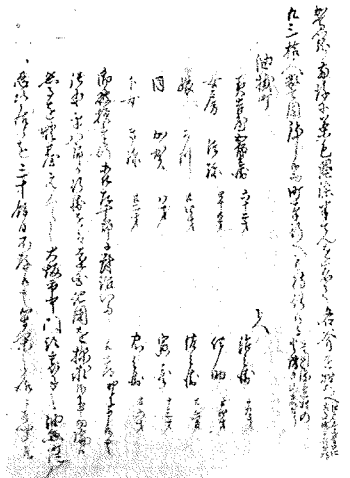
とタカをくくり、太平の世で武事不繼  
練のため、平家の人が水鳥の首に驚いた  
ようなものだとはいっている。だがその少  
しの文章では、

「大塩平八郎去る二十七日、大阪油  
懸町美濃屋五郎兵衛宅にて子格の面一  
同自害いたし焼死之旨、届来る。而も  
同自害(へれ)候由、疑數事也」と書い  
てゐる。やはり焼死体の面体がハッキリ  
しなかつたということに卒直な疑問をの  
べている。

また渡辺華山が、江川太郎左衛門に宛  
てた手紙の一節に、  
「一、房州風聞、口開村土人、魚鱗  
に出候娘、例のアメリカ船の内に大塩  
証在候旨、風聞致候。尤無所謂好奇の  
評説は候へ共、渡辺公平と申(す)」



書生（当時聖堂の塾に在・原注）其地に遊びの聞致候旨、狩野宗得と申（す）画師伝聞、それより佐藤元海と申（す）医人承候より咄に承候間、甚敷評説と存候へ共、難聞捨早々探聞仕候へども未相分不申候。愈御聞及も被為入事哉、実否相窺度候。」（昭和一六年、鈴木節「補訂華山全集」）



「大塩逆謀実記序」より

といっている。この手紙には「十月二十九日」と月日は記入されているけれども記事がない。この文中のアメリカ船がモリソン号だとすれば、天保八年六月のことであり（明治一七年、外務省記録局纂修「外交志稿」による）、史実では既に三月に大塩は火中に自盡しているのに六月ごろにまだこの種の風説があったの

である。しかも華山も「無所謂」好奇の評説といいながらも、大塩がアメリカ船に就くというところに、なお半信半疑のような様子もかがられる。大塩の迷宮入りは全国にひろまっていたのである。もともと華山は、あるいは大塩に特別の関心をもっていたのかも知れない。というのは天保五年、三河の田原藩は藩政改革のため大蔵永常を産業指導者（産物取立）として招抱えたが、永常の學識を認めて推挙したのは年寄役の渡辺華山であった。この大蔵永常は永く大阪に在住し、大塩をよく知っていたようだ。石崎氏の「大塩平八郎伝」には「大蔵永常ハ先生ノ老友ナリ」というが、大塩が永常に宛てた致仕後の身辺と彼自身の心境をこまかく伝えた長文の手紙が、永常研究家早川孝太郎氏の「大蔵永常」（昭和一八年、山岡書店）に収録されている。また天保八年（？）七月に永常が田原から駿河の田中蘆石井氏に宛てた手紙にも「大平（大塩平八郎）手紙之事彼仰下」

枚折もの有レ之云云」とか「妻も彼宅へ来り塩氏はよく存知能在候」などであり（早川氏「大蔵永常」に見る）、とくに永常の妻（大阪の者）は大塩の縁故者だったらしい、とも早川氏はいっている。右のような大塩と永常の関係から、華山もまた永常とおして大塩のことをいろいろ聞き知っていたと考えられる。

の諸事情を、此度の儀、御城代・町奉行、等より江戸表へ申立候は何れも取繕ひ、実事とは離縁候故、有体の事を申述べるといって、江川の添書をもつ弥九郎に語ったもので、奉行の臆病、先頭隊の尻込みなどともいっていて、信憑性の多い記述と見るべきだ。だが弥九郎は平八郎にめぐり遇えず帰ったが、江戸へ着いてみると、平八郎父子焼死のことが大阪城代から届けられていたという。しかし「焼死候様子いかさま平八郎に相違無之儀と相見候得共、かくまい置く町人の申口にて相分不申内は、必ず平八郎に相違有之間敷と被存不申由にて、弥九郎も疑致致し居候様子に相見候事」と東湖は結んでいる（「年譜」によれば、これは天保八年四月に書かれたもの）。

して、次のようにいう、  
「大阪脱出の最好手段として、大塩は殊更に大阪市中に大火を起させた。由來大阪は大火と成るや皆、先きを争ふて市中に四通八達の河川に浮べる大小の船に、家財道具と共に逃げるのが慣習であり（中略）、此に大塩は着眼し、豫め用意した船に乘じ、安治川口より瀬戸内海を経て、（中略）華山が慣習的に大和、紀州等主として山地方面に血眼に成つて搜索に奔命せることを觀察が如想像し、會心の微笑を放しながら長崎に落ち延びたことが自ら見ゆるようだ」

さて江川太郎左エ門についてだが、藤田東湖の「浪華騷擾記事」（明治四二年、菊池謙二郎編「東湖全集」所収）は大塩事件を直叙して生彩あるものといえる。華山代官・江川太郎左エ門が「万一海上へ乗出せ、大島・八丈島等へ引籠候はば不容易儀」と、内密に剣客、齋藤弥九郎に頼み、召捕つても切捨ててほしいと、平八郎の行先きを糺明するため大阪へ派遣し、畿内を探索させたが、その齋藤弥九郎から東湖が直接、聞ききたものだ。これは大塩乱のとき玉造口先手与力で、大塩ともかねてから親しい間柄の本多為助が、事件鎮圧に参与し、出陣したとき

大阪脱出の経路（？）  
さて「南京秘史」に附載する牧常春氏の「大塩平八郎論」には、大塩父子の大阪脱出について、なかなか穿つた見方を

したとするならば、そんな脱出経路と方法が考えられる、というところを教氏は「目に見えするように」想像したわけだ。  
（この項づく）  
筆者は中国文学者  
ますだ わたな

書物の案内

★本書は米合衆国の女性解放運動の中で生まれ育ったグループの一つ、ホストン「女の健康の本」集団の手による女の心と体について書かれた本である。

この書は、体の構造と機能、避妊・妊娠・中絶・性病など具体的な事柄が書かれており、あるいは医学書といった方が適切かも知れない。しかし、ここで考えてみる必要がある。何故、この書が女性解放運動を担う活動家歴史の中で、常に差別別「子を産む道具」として愛の抑圧下におかれ、単性しか存在を許されてこなくて血縁がもつとも重いて性がタブー化され、売春強制されてきた。性に関する知識、自らの性は奪われてきたのである。現在も、男による女性に関する知識をも、女性に貞操が強制され、性は恥づべきものとされた体を自らの手に奪還する大きな武器になると思う。知識を得ることによって、始めて女性解放のための女と男の共闘の条件ができると思う。ぜひ、一読し、役立ててほしいと思う本である。

女のからだの母性

＜合同出版・二二〇〇円＞

書物の案内

★西洋において、その国の言語で書かれた聖書は、現在でもまた、最高の文学作品の位置を保っているかに思える。ルター訳の聖書はゲーテやニーチェの文章と共に、現在でも最高のドイツ語として評価されている。デカルトやパスカルの書いたものは文学的に見てもやはり見事な文章である。日本文学の思想的貧困は日本の文学が、自國の宗教的、哲学的古典から栄養を吸取らないか。西洋の人々が「書を讀んで、そこから学ぶように、われわれも、そこから学ぶように、われわれは、そこから思想ばかりも強烈な個性をもつべからべきであろう。思想を残り思想を共有することで本人のものではないか」この本には、表題の三法然、蓮如、一遍らの作品が野間宏、武田泰淳、木下順二らの訳で収められている。しかし、この類の本にありがちなことは、無理やり現在にひきつけてその正当性を試みようとする作為的な誤訳であるが、それには十分な注意を払うべきであろう。

親鸞・道元・日蓮

＜河出書房新社・二二〇〇円＞

書物の案内

★この小説は、塚穴の底の岩床の上での、死者の目覚めからはじまっている。復活したのは大津皇子の魂である。死者自身のとぎれとぎれのモノローグを通して、冥界への感動的な畏怖を読者の心に呼びさますように、喚起的に表現されている。この冒頭の部分をはじめ、大津皇子の魂が藤原邸女の部屋を訪れる場面などは、明らかに幻想小説的立脚である。歴史上ではなく、不変でなくとする人説でしかなくない。また小説とは過去の衣装をまあり、気楽な戯れと化さる作者は、いうまでもなく、泰半である。過去の探究去に対する愛情、あるいはだが、探究の結果、過去の心も受けつけない、とが明らかになるだけでは、拙い話であらうか。それらの問いを解決してくれるのは、あるいは本書に併載されている、創作契機を語る「山越しの阿弥陀像の画因」かもしれない。

死者の書

折口信夫

＜中公文庫・二四〇〇円＞

★この書は羽仁五郎と井上清の対談形式で書かれてある。この形式がこの書に命を吹き込んでいるのではないだろうか。われわれが歴史を学ぶのは、現代を知り、隠された現代の歴史上の意味を知るためではないのだろうか。たとえば、日朝古代史における任那、好太王の碑文の検討は、皇國史観、民族差別批判との関連で語られる。そして話には、国士館大学生の行にまで及ぶ。歴史を無突、争いにさせよう。農民の英雄が生まれてくる時、農民ではなくなり「身を殺して仁をなした」と。このように歴史が当時にくみこまれていく。この、つまり議会主義へあ矮小化する事だということだ。歴史を正しく学ぶ事は、現代を告発する事に他ならないのではないかと思われる。ことういって姿勢で、古代、天皇制、明治、ファッション、抵抗と変革等々議論が進められている。

かぶ清の歴史に何

井上清 著、折口信夫 編

＜現代評論社・六八〇円＞

書物の案内

書物の案内

★一九四五年八月、一五の日本帝国主義敗北に端を発する戦後革命は、今日、支配階級の戦後は終わった、という大喧嘩の陰に葬り去られようとしている。敗北後の崩壊の危機の中で在日朝鮮人民と日本労働者階級によって支配階級に対する鉄槌が下りた戦後革命は、その後の日本を日米軍事同盟に強引に組み込み、ヤルタ協定に基づく世界帝国主義体制の一環に位置づけられることよって延命してきた彼らにとっては、何としても「戦後史」の中から抹消しなけれゆえにこそわれわれに日常戦後世界体制の破綻が日常た今日、もう一度そこから算された意義は大であらう。

「生産管理闘争」とは、意識的生産サボタージュに級に対し、労働者階級が自賃給と航航から救い出したすることを手段とした階級闘争の一形態である。四五年一〇月の第一次読売亭議から京成電鉄闘争、三菱実明闘争と続く戦後労働運動の大昂揚の中で、これらの闘争の占める位置は大きい。また、本書は全篇が当時の情勢の中から発せられた生の声であり、その革命の息吹をわれわれの眼前に鮮烈に再現する。

増刊号  
臨時増刊号  
戦後革命  
資料  
生産管理闘争

戦後革命資料編集委員会(仙波輝之・編)

△青土社・一四〇〇△

★事実を列挙してゆけば、いつか歴史に総括するであろう——という風なオプティミズムは、何時の世にも風靡するものらしい。「戦中手記」からこの「戦中派」に到るまで、たえず戦後の意味を問いつづけてきた「戦中派」の一人として、鮎川信夫は自らの戦中経験を他者にコミュニケートすることの困難を身にしみて味わっているはずである。

鮎川信夫  
世厭

本書は「ユリイカ」に連載された十数篇のエッセイと創作より成っている。その谷川俊太郎との対談の何事かを書きつけてゆけます増えてくるだけで、形式を採らねば山は崩せず、その見かけ上の軽快味は、依然として重い。たエッセイは、鮎川が戦を粉失したため恩給がもたされたという内に「事実」という話である。スマートフォンでマラヤに罹した時のものであり、その後南方陸軍病院を転々とし、ついに、病院船から内地へと通りつづことのできた鮎川の生存証明書に他ならない。いわば鮎川信夫の戦中経験の重さはこの紙一枚にさええられているのであり、私たちはそれを見過すわけにはいかない。

△青土社・一四〇〇△

書物の案内

書物の案内

★著者は元「日本共産党」員であり教育労働者として現場で部落解放の闘争に携わってきた人である。その彼がなぜここに、自ららが党員であった「日本共産党」に対して鎮魂曲・送葬曲をき付けなければならぬのだろうか。

岸部教育差別事件、「窓口一本化」確立闘争、矢田教育差別事件、吹田二中差別事件と続く「党」の単身者介入・破壊策動と階級的裏切りの中で、彼は一つの橋なきい確信を抱く。それは利害のために解放闘争を「党」よりもし、部落大衆の全面的に依拠するの中に身を賭けるというものである。久保規夫は四十七年六月不当にも「党」から除名される。

彼はこの立場に立つて神を、詳細に事象経過を述べ、剥き取り、「労働運動総体」として何よりも「被差別階級」への鎮魂曲をかき添えてくれる。八頁費出版、限定・二〇〇〇

久保規夫  
鎮魂曲  
「日本共産党」へ

「日本共産党」への鎮魂曲をかき添えてくれる。八頁費出版、限定・二〇〇〇

久保規夫

これは、われわれにとって必読の書であり、真の解放とはどうなるべきかを教えてくれる。八頁費出版、限定・二〇〇〇

書物の案内

★本書が公刊されたのは一九七二年であり、もうかなりの月日が流れているが、今だまともな評価は現われていない。唯一マルクス主義歴史学の極北」という適切な評が物語るように著者は第二次世界大戦を「戦争と革命の時代」に特有な階級力学から解明することに成功している。つまり著者によれば、第二次世界大戦とは、「世界資本主義から世界共産主義へ」の大過渡期の中で戦われた「世界戦争」であり、しかしながら根底的動搖を来した資本主義を止揚するに「一部を除き攻撃的なもの」に、基本的には国内危機主義による反革命戦争の性質づけられる。

前提としての第一次大戦ユ体制、戦後革命を抑止するル民主主義の解明。また再戦後・革命の破産の分析を命としての性格が導き出さる程精確である。また、アジア・ヨーロッパの戦争を唯一「革命戦争」として戦い抜いた中国共産党、国主義」との戦争を唯一「革命戦争」として戦い抜いた中国共産党、そして世界支配への野望を抱壊して、アジア・ヨーロッパを覇道するアメリカ帝国主義の位置づけは、一見図式的に過ぎるとはいえ、それがかえって読む者の理解を容易にしている。もっと広く読まなければならない本である。

第二次世界大戦論  
川上

後反革命体制「ヴェルサイユ」体制、戦後革命を抑止するル民主主義の解明。また再戦後・革命の破産の分析を命としての性格が導き出さる程精確である。また、アジア・ヨーロッパの戦争を唯一「革命戦争」として戦い抜いた中国共産党、国主義」との戦争を唯一「革命戦争」として戦い抜いた中国共産党、そして世界支配への野望を抱壊して、アジア・ヨーロッパを覇道するアメリカ帝国主義の位置づけは、一見図式的に過ぎるとはいえ、それがかえって読む者の理解を容易にしている。もっと広く読まなければならない本である。

△風媒社・二二〇〇△

『書評』の内容を充実させよう

★投稿規約の改訂について

現在まで編集委員会・事務局には、多くの投稿が寄せられてきていますが、この度、紙価格高騰による発行費用の増大という事態に対処し、またより多くの読者の参加を募り、本誌の内容を豊富にしていくために、投稿規約を以下の諸点について改訂します。

原稿用紙

これまで原稿用紙の規定は一行一八字でしたが、これを二行二〇字に改訂します。したがって以降は、既成の原稿用紙がそのまま使用可能となります。そして、原稿枚数も、四〇〇字語原稿用紙を一枚として計算します。

投稿形式

▼書評、評論、研究ノートその他は、四〇〇字語原稿用紙二五枚以上、二〇〇枚程度で執筆して下さい。四〇〇枚以上のものは一回に分けて掲載します。また研究ノートなどに

ついては連載にも応じます。また、本誌に掲載された書評、評論その他についての批判、あるいは批評なども、長くなる場合はこの規約で執筆して下さい。

▼これまで『書物の案内』欄は、すべて編集委員会が執筆してきましたが、この欄への投稿も募集します。原稿は五二〇字（二十六行）以内で、必ず著者（訳者・編者）名と出版社・定価を明記して下さい。また、五二〇字を超える場合には、四〇〇字語原稿用紙二枚（二〇字で六〇行）以内でも結構です。この場合には、適切なタイトルを付け加えて下さい。なお、この欄は無記名で掲載します。

▼その他のような形式でも結構です。「書評」誌に対する意見・希望、また掲載された文章に対する批判、あるいは時評、随想、アピール等を、枚数は自由ですから四〇〇字語原稿用紙に横書で清書したものを投稿して下さい。その都度適切な形式で「読者欄」に掲載します。

採否について

採否は、事務局と編集委員会での厳密な審査によって決定します。採用分には事前にとらから連絡しますので、原稿には必ず住所・氏名・電話・学籍番号を明記して下さい。また、不採用になったものについても、お問い合わせがあれば、編集委員会よりその旨詳細に説明します。原則として原稿は一切返却しませんので、必要な場合はあらかじめコピーをお取り下さい。

送り先

〒五六五 吹田市千里山三二一〇—一  
関西大学生協同組合・書評編集委員会  
TEL・〇六（三八八）一一二一  
内線七七六

または、〇六（三八九）二二六—  
その他詳細については生協本館3Fまで、  
お問い合わせ下さい。

★事務局員募集

前号の規約を参照の上、とどししおいで下さい。

編集後記

次号の発行が大幅に遅れるかも知れませんが、努めて早急に発行できるようにします。なお、内容は、金石範講演会を中心に特集を組み予定です。

先日講演会で招いた金石範氏が、帰途に「関大生はおとらしい」と言われたそうである。講演の後で、かなり鋭い、実践や実生活の中での体験を踏まえた質問が出され、金石範氏自身明確な解答を出せない場面も見られたのである。しかし、それにもかかわらず金石範氏がそう言われたのは、やはりまだ（質問された方は別としても）われわれに、ある事柄を執拗に問いつめ、あるいは探究する姿勢が欠如していると指摘されているのであろうか。

そしてまた、これは書評編集委員会に対する批判でもあるだろう。あのような形のまま、終会を宣言することによって討論を收拾してしまったことは、参加されていた方々にとって不本意であつたらうと思われる。以後十分考慮し、見解を出したい。

★

★



何故に？

10月号・通巻 第38号

編集 『書評』編集委員会  
発行 関西大学生協同組合組織部  
大阪工業大学消費生活協同組合書籍部  
連絡先 吹田市千里山東 3-10-1 (☎388-1121 内線 776)  
頒 価 150円